

まちおこし政策課

↓ 28 年 10 月 1 日現在

課長	出口 敏彦
企画対策グループ長	大塚 英昭
まちおこしグループ長	岡本 啓二
まちづくり推進室長	比江島 信也

1. 課の役割

まちおこし政策課は、企画政策グループ、まちおこしグループ、まちづくり推進室で構成されています。各グループの業務内容は下記のとおりです。

【企画政策グループ】

<企画>

第5次新富町長期総合計画総合計画の実効性確保、政策立案・調整、男女共同参画、統計調査、広報広聴など

<商工業・地域振興>

商工業活性化、企業立地、地場産業育成、地域住民との協働の推進、地域活性化、ボランティアの連絡調整、花の里づくり、各種イベントの開催、商店街活性化など

【まちおこしグループ】

地域づくり法人化、観光振興、観光イベントの開催、ふるさと納税促進など

【まちづくり推進室】

「まちづくり事業（防衛省補助事業）」を活用して、地域活性化拠点施設の整備に向けた調査・検討を行っています。

2. 個別事業とその目標

① コミュニティバス事業

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_1 暮らしのインフラ)

◆ 移動手段を持たない方に対し、日常生活に必要な交通手段として町内全域にコミュニティバスを運行します。

【評価】 △	【検証】 28年度は延べ6,437人（前年度6,494人）に利用いただきました。今後も利用者ニーズの把握に努め、更なる利用増進、利便性向上を図ることが課題です。
【方向性】 現状維持	【理由】 利用者ニーズに適切に対応しながら、引き続き、業務委託や国の基金事業の活用により効率的な事業の実施に努めます。

② 地域おこし協力隊の受入	
(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_4 住宅、公園、緑地、環境美化)	
◆ 都市部からの住民を地域おこし協力隊員として受け入れ、地域活性化に貢献してもらうとともに定住の促進を図ります。	
【評価】 ○	【検証】 若者の交流促進イベントを企画・運営するなど地域の活力を生み出す取組を展開しました。 <活動内容> ・大学生等の農業実習体験受入、きらりマルシェ、きらり音楽祭、ウォーターガンファイト等の企画・運営 ・その他、地域振興の各種イベントへの参加等
【方向性】 現状維持	【理由】 これまでに培った企画・運営ノウハウ、地元住民との協力関係を活かして地域の活性化に取り組みます。

③ ボランティア公募の推進	
(第3節 教育・文化・人づくり _VIボランティア・男女共同参画 _1 ボランティア団体・活動への支援)	
◆ 各種ボランティアについて、公募を行っていきます。 ◆ ボランティア協議会との密な連携を図りながら、草刈ボランティアやまつり・イベントボランティアの確立を推進します。また、観光ボランティアについては養成講座等を開催し育成を図ります。	
【評価】 △	【検証】 草刈、まつり、イベントのボランティアについては、各種関係団体や地元有志らと連携して行いました。 今後も地域資源を活用した地域活性化を図るため、関係団体との連携による地域資源の磨き上げ、ボランティア等の人材発掘が課題です。
【方向性】 現状維持	【理由】 各種ボランティアの活動は、新富町の活性化を進める上で不可欠なものです。引き続き、地域資源の掘り起こし・磨き上げに参画する人・団体の発掘・育成に努めます。

④ 男女共同参画の推進	
(第3節 教育・文化・人づくり _VIボランティア・男女共同参画 _2 ボランティア団体・活動への支援)	
◆ 新富町男女共同参画計画に基づき、男女共同参画社会の形成に向けて理解を深めるための広報活動に取り組みます。 ◆ 政策・方針決定に男女の意見がそれぞれ反映されるよう、各種審議会等へ女性の参画を推進します。	
【評価】 ○	【検証】 広報誌やホームページを通じて男女共同参画週間等の啓発に努めまし

	た。今後も各行政委員会への女性の積極的な登用に取り組むとともに、人材育成やの掘り起しが必要です。
【方向性】 現状維持	【理由】 今後も新富町男女共同参画計画に沿って男女が共に社会参画できるよう推進、啓発に努めます。

⑤ 地元商店街等との連携

(第4節産業・経済_Ⅲ商業、サービス業、工業_1商店街の活性化)

- ◆ 地元商店街等が地元の活性化のために企画・運営するイベントを支援します。
- ◆ 新富町商業共同組合と連携し、ギャラリーしんとみの企画内容の充実を図り、新富町の文化芸術を情報発信するとともに、併せて町の観光名所、特産品等の地域資源をアピールします。
- ◆ 九州各県対抗少年相撲大会などの各種イベントを通じて、地元商店街等での消費喚起を図ります。
- ◆ 新富町商工会、新富町商業協同組合、新富町観光協会等のホームページを有効に活用し、地元商店街等の各種イベントの情報発信に取り組みます。

【評価】 △	【検証】 新富町商業協同組合のイルミネーションイベントやギャラリーしんとみの企画展示など商店街の賑い創出を支援するとともに、少年相撲大会等のイベントに地元飲食業に参加いただき消費喚起を促進しました。 今後、地元の活性化に携わる人材の発掘・育成が課題です。
【方向性】 現状維持	【理由】 今後も引き続き、町内外から人を呼びこむ取組や消費喚起の支援に取り組みます。

⑥ 商工業の振興

(第4節産業・経済_Ⅲ商業、サービス業、工業_2商工業の経営基盤強化)

- ◆ 新富町商工会と連携し、中小企業、小規模事業者及び創業の支援のための体制強化を図ります。
- ◆ 商工会青年部・女性部の活動を促進し、地元経済を担う後継者の育成、交流の活性化に取り組みます。
- ◆ 中小企業及び小規模事業者のための町融資制度を実施し、金融機関と連携し中小企業等の資金調達を支援します。
- ◆ 意欲のある事業所が取り組む店舗改修、システム導入等を補助し、地元事業者のステップアップを支援します。
- ◆ ハローワーク高鍋(高鍋公共職業安定所)が提供するハローワーク求人情報を町ホームページに掲載します。

【評価】 ○	【検証】 商工会と連携して中小企業及び小規模事業者の経営改善の取組を支援するとともに、創業者の相談対応、求人情報の提供に取り組みました。また金融機関と連携して町融資制度の改善・見直しを行いました。 今後も地域経済を支える商工業の振興を図るため、意欲的な事業者の経営改善や人材育成を推進することが必要です。
【方向性】 拡充	【理由】 町内事業者の円滑な経営改善を推進するため、29年度から町融資制度の利息・貸付限度額等を緩和するとともに、企業間連携や創業の取組支援を強化します。

⑦ 企業誘致の推進 (第4節産業・経済_Ⅲ商業、サービス業、工業_2商工業の経営基盤強化)	
◆ 新たな工業団地確保のための候補地の研究とあわせ、町外からの企業誘致に取り組みます。 ◆ 西都・児湯地区企業立地促進協議会を核として広域的な企業誘致活動に取り組みます。 ◆ 新富町の交通アクセスや自然環境など恵まれた立地環境を知っていただくためのパンフレットの作成に取り組みます。 ◆ 町内立地企業の事業・取引の拡大による経済波及を促進するため、町内立地企業の増設等の支援に取り組みます。 ◆ 町内立地企業のニーズに迅速に対応するための企業訪問活動、町内立地企業間の交流促進を図るための懇談会等に取り組みます。	
【評価】 △	【検証】 企業立地促進条例の一部改正に基づき町内立地企業の工場や設備等の増設3件を認定して町内企業の事業拡大を支援しました。また、企業誘致向けのPRパンフレットについては企業立地促進法の改正が予定されていることから作成を見合わせました。 今後も町内立地企業のニーズ把握に努めるとともに、県・関係機関との連携を図りながら町外企業誘致に関する情報収取に努めます。
【方向性】 現状維持	【理由】 企業誘致は地域経済の活性化、雇用の創出等に寄与する重要施策であり、今後も企業誘致の促進、町内立地企業の育成に取り組む必要があります。

⑧ まちづくり実施計画策定事業 (第4節産業・経済_IV観光)
◆ 基地の存在をはじめとする地域資源を活用したまちづくりとして、賑わい創出や地域間交流、産業振興の拠点となる施設の整備に係る実施計画を策定するとともに民間活力の

活用を検討します。	
【評価】 ○	【検証】 「新富町まちづくり実施計画検討委員会」において、実施計画策定に向けた会議を重ね、地域活性化拠点施設の整備・管理運営方針、建築・施設配置計画等の具体案の取りまとめ等を行いました。 また、P F I 等の導入を検討するなど、本町の特性を活かす先進的な取り組みを検討しました。 町民の皆様へ丁寧に説明し、関係省庁との協議を整え、事業の早期実現を図ることが今後の課題です。
【方向性】 拡充	【理由】 新田原基地をはじめ、本町ならではの地域資源を活用し、交流人口の増加による産業振興及び地域活性化を図ることは、「しんとみ創生」の実現を目指す上で大変重要なことであり、本町の長期的な成長戦略に必要な不可欠な取り組みです。

⑨ こゆ地域づくり推進機構による日本版 DMO 形成事業	
(第 4 節産業・経済 _IV 観光)	
◆ 運営母体組織の法人化を円滑に進めるため専門官等の招聘を行います。 ◆ 観光商品開発や加工品開発を進めます。 ◆ 移住定住促進を図るため空き家調査を実施します。 ◆ 広域連携を促進し、都農町との合同パンフ作成・商品開発を行います。	
【評価】 ○	【検証】 専門家を招聘して法人設立や運営方法、事業展開のあり方等を検討し、法人化に向けた準備を行いました。この事業の一環として、空き家調査や都農町との連携による観光パンフレットの作成や商品開発に取り組みました。
【方向性】 拡充	【理由】 29 年 4 月に「こゆ地域づくり推進機構」を設立しました。今後、この財団が核となって意欲的な生産者・事業者と連携し、商品開発、物品販売、人材育成、定住促進に取り組みます。

⑩ 温泉化粧水「どんぐり」の販売促進	
(第 4 節産業・経済 _IV 観光)	
◆ 販売促進の企画の充実を図り、イベントや農畜産物販売促進等の場で積極的に P R し ます。 ◆ 宮崎市および西都・児湯を中心に、道の駅や直売所など集客力のある店舗への販路の 拡大をめざします。	
【評価】	【検証】

△	観光協会が販売元としてイベントでの販促活動やPRに取り組みましたが、28年3月で観光協会が解散しますので、今後の販売戦略やパッケージなどの検討が必要です。
【方向性】 縮小	【理由】 29年4月から（一財）こゆ地域づくり推進機構が地域資源を活用した商品開発や物品販売に取り組みます。温泉化粧水については一旦縮小し、費用対効果や販路戦略などを検討し、事業化を模索します。

⑪ 新富温泉「サン・ルピナス」の集客

（第4節産業・経済 IV観光）

- ◆ 新富温泉「サン・ルピナス」の集客を図るため、指定管理者と連携し、PR活動を積極的に行います。
- ◆ お客様の声を大切にし、お客様のニーズにあったサービスをより一層強化します。
- ◆ 施設を気持ちよく利用していただけるよう老朽化による修繕を迅速に行います。

【評価】 ○	【検証】 指定管理者が積極的なPR活動を展開し、28年度来場者は122,950人（対前年度比11,851人増）で集客を大きく伸ばすことができました。 今後、施設の老朽化が進んでいることから適切に修繕を行うことが必要です。
【方向性】 現状維持	【理由】 指定管理者と連携してお客様のニーズ把握やPR活動に努めながら、引き続き、集客増加に努めます。

⑫ 魅力ある観光の振興

（第4節産業・経済 IV観光）

- ◆ 観光事業の促進については、通常の観光事業と並行し、観光地開発および集客向上に取り組めます。
- ◆ さいとこゆ観光ネットワークと連携し、体験型の日帰り観光マップ等を作成します。
- ◆ インターネットを活用した情報誌に新富町の観光地を掲載し、広く新富町の観光地をアピールします。
- ◆ 花の里づくり関連イベントの充実を図ります。
- ◆ まつりしんとみや座論梅うめまつりなど恒例のイベントの企画充実を図ります。

【評価】 ○	【検証】 広域的な観光活性化を図る西都・児湯観光活性化大作戦事業の一環として芝桜景勝地や六社連合大神事のPR活動などに取り組むなど、地域観光資源を活用した観光振興に取り組みました。 今後も地域観光資源の磨き上げや効果的なプロモーションに取り組み、交流人口の更なる拡大に繋げることが課題です。
-----------	---

【方向性】 現状維持	【理由】 西都・児湯観光活性化大作戦事業を継続し、町内の観光資源の更なる磨き上げや、広域的な観光プロモーションに取り組むなど、魅力ある観光の振興に取り組みます。
----------------------	--

⑬ 長期総合計画の実効性の確保 (第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み_Ⅰ行財政_1長期総合計画の実効性の確保)	
◆ 基本構想および基本計画に基づく施策について、毎年度の事業実施計画書を作成するとともに、前年度の検証を実施し、公表します。	
【評価】 ○	【検証】 基本計画に基づく施策について、全庁を挙げて27年度実施事業の評価・検証を行うとともに、28年度の事業計画書を作成し、ホームページで公表しました。
【方向性】 現状維持	【理由】 各課の事業実施計画及び検証を行い効果的な事業実施に努め、町民の皆様に公表していきます。また、基本構想及び基本計画に示された目指すべきまちの姿（ビジョン）の実現のための事業実施に取り組み、長期総合計画の実効性を確保します。

⑭ 広報誌等による情報提供の充実 (第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み_Ⅱ町民参加の推進_1行政情報の公開)	
◆ 町広報誌、町のホームページの活用により町民への情報提供の充実を図ります。	
【評価】 ○	【検証】 お知らせ版を毎月2回、カラー版の広報しんとみを奇数月に発行し、行政情報や町内の出来事を広報しました。町のホームページやFacebookでも、より身近な出来事を随時掲載するよう努めました。
【方向性】 現状維持	【理由】 広報誌をはじめ、ホームページやFacebookの細かな更新に努め、町民等に必要な情報を発信します。

⑮ 地域づくり事業の推進 (第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み_Ⅱ町民参加の推進_2町民参画のまちづくり)	
◆ まちづくり条例に基づく一般枠・イベント開催枠を広く町民に周知し、一般枠のさらなる実績増を目指します。 ◆ まちづくりを推進するためのリーダーの発掘・育成に取り組みます。	
【評価】 △	【検証】 自治組織によるコミュニティ活動やまちづくり団体の郷土芸能・文化活動・自然保護活動等を支援し、魅力ある地域づくりを促進しました。

	また、花火大会やまつりしんとみなどのイベント開催についても支援し、広く町民が交流する広域的なイベントも実施されました。 今後、魅力的なまちづくりを持続的なものとするため、地域や団体におけるリーダーを発掘・育成することが課題です。
【方向性】 現状維持	【理由】 まちづくり補助金を継続し、自治組織のコミュニティ活動、まちづくり団体による地域資源の磨き上げや交流イベントの開催を支援し、町民参画による魅力あるまちづくりを推進します。

⑩ 若者連絡協議会等の活動推進 (第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み_Ⅱ町民参加の推進_2町民参画のまちづくり)	
◆ 新富町の青年団体の集合体である若者連絡協議会を積極的に支援・助言を行い、町内若者組織強化を図り、若者による地域づくりを推進します。 ◆ 町民参加による花の里づくりを推進し、魅力ある景観づくりと町民交流によるコミュニティ強化を促進します。 ◆ 新富出身者等で構成する新富会関東支部の活動を支援し、交流活動を通じて本町の魅力を情報発信します。	
【評価】 △	【検証】 若者連絡協議会は一ツ瀬川花火大会の実行委員を務め、住民ボランティアと一緒に桜植栽地草刈りに参加するなど若者組織として活動されました。また、新富出身者等で構成する新富会関東支部も総会に30人を超える方々が参加されました。 今後、地域の牽引役として若者組織には活動の活性化が期待されるため、後継者育成が課題です。
【方向性】 現状維持	【理由】 若者組織や住民ボランティアのネットワークの維持、担い手の発掘・育成に努めます。

⑪ ふるさと納税の推進 (第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み_Ⅲ財政運営の効率化_1財政運営の効率化)	
◆ ふるさと納税を推進し、事務の効率化を図ると共に積極的なPRを展開し、寄付額の向上を目指します。	
【評価】 ○	【検証】 ふるさと納税については、28年度から新たに楽天、ANAのふるさと納税サイトを活用し、また町独自の特設サイトを開設するなど情報発信チャンネルを強化するとともに、返礼品に魅力的な地場産品を随時追加するなど、積極的なPR活動を展開しました。28年度のふるさと納税額は4億円を超えました。

	今後もふるさと納税制度を活用し、寄附額の向上を目指すとともに、地場産品の魅力を全国に情報発信することが必要です。
【方向性】 拡充	【理由】 29年度からふるさと納税の促進をこゆ地域づくり推進機構が担います。機構では生産者・事業者と連携し、商品開発や物品販売等に取り組むこととしており、これらの活動をふるさと納税の更なる促進をつなげていきます。

総務財政課

↓ 28 年 10 月 1 日現在

課長	青木 和宏
総務行政グループ長	井下 喜仁
財務管財グループ長	猪野 博行
情報政策グループ長	宮本 芳幸

1. 課の役割

総務財政課は、総務行政グループ、財務管財グループ及び情報政策グループで構成され、議会、町例規、区長会、選挙、情報公開、財政（予算・決算）、行財政改革、財産管理、入札事務、情報通信網の整備、新富町ホームページの管理、行政情報システムに関することなど行政の総合的な役割を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 町内 IT 化の促進

（第 1 節 暮らし・環境 _ I 生活環境 _ 1 暮らしのインフラ）

◆光ファイバーによる情報通信基盤を活用した ICT による安全・安心なまちづくりのための、調査、研究、支援を行います。

- ① ICT 利活用における全般的な支援業務
- ② 他市町村における ICT 利活用の現状調査、研究等
- ③ システム導入した場合の成果、コスト等の研究
- ④ ICT 街づくりにおける推進体制の支援等

【評価】 △	【検証】先進地視察を実施し、関係各課と今後の取り組みについて、検討を行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 今後も各課と協議を行いながら、具体的な取り組みの方法を検討していきます。

② 行政情報の公開

（第 5 節 ビジョンを実現するための行政の取り組み _ II 町民参加の推進 _ 1 行政情報の公開）

◆町の財政状況について、予算（決算）議決（認定）ある後、速やかに広報誌及び町のホームページに掲載し、情報公開に努めます。

【評価】 ○	【検証】 予算・決算の状況については、しんとみ財政事情を 5 月と 10 月に作成し、また、当初予算、各補正予算成立後には、主な事業を抜粋したものを広報誌及びホームページに掲載し随時町民への周知を行いました。
【方向性】	【理由】

現状維持	今後も予算、決算の状況等を広報誌、ホームページ等で情報提供を行い、町民へ広く周知していく必要があるため。
------	--

③ 地区（自治会）加入の推進

（第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み _II 町民参加の推進_2 町民参画のまちづくり）

◆ 環境整備や防犯・防災、青少年育成など地域に愛着を持ち、自主的主体的に活動できるようだれもが住みやすい安全・安心のまちづくりを目指し、町の広報誌やホームページ、チラシ等で地区加入を呼びかけ、地区組織の拡充を図ります。

【評価】 ○	【検証】 活動として、町民こども課の窓口での地区加入促進や町内に住宅を新築された方に、地区等の加入要件とした定住促進補助金の交付を行いました。また、町内のスーパー、コンビニ等にも地区加入の文書を配布し、町民への啓発を行いました。
【方向性】 拡充	【理由】 今後も地区加入率の向上、組織拡大を図るため。

④ 財政運営の効率化

（第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み _III 行財政運営の効率化_1 財政運営の効率化）

◆ 財政運営の効率化を図るため、歳出費目の無駄の洗出しを行い、予算に反映します。
◆ 事業の必要性の検討を行うとともに優先順位を決め、歳出の安定化を図り、予算に反映させます。
◆ 国・県補助金を活用することにより財源を確保し、財政運営の健全化を図ります

【評価】 ○	【検証】 当初予算編成時より各補正予算まで、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、規律ある財政運営を堅持しながら、将来への投資や暮らしに身近な事業へ財源の重点的配分に努めました。
【方向性】 現状維持	【理由】 財政運営の効率化を図るため、今まで以上に歳出費目の無駄の洗出しが必要のため。

⑤ 資源の確保

（第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み _III 行財政運営の効率化_2 財源の確保）

◆ プライマリーバランス（町債発行額を除く歳入と、公債費を除く歳出の差で、基礎的な財政収支を示すもの）の黒字を維持し、財政健全化指数等も注視しながら引き続き健全な財政運営の維持を図ります。

【評価】 ○	【検証】 償還額以上に借入をしないことを基本とし、プライマリーバランスの黒字化を今後も維持していきます。また、財政健全化指数等も注視し、
---------------	---

	事業の対象となる基金、国県補助金、町債発行額等についても十分に考慮し財源の確保を図りました。
【方向性】 拡充	【理由】 健全な財政運営を行っていくためには、財源の確保が必要となる。今後も積極的に補助事業を活用し財源の確保に努めていく必要があるため。

⑥ 行政運営の効率化

(第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み_Ⅲ行財政運営の効率化_3 行政運営の効率化)

◆ さらなる行政運営の効率化を目指し、業務内容に応じた職員構成、適正な人員配置に取り組みます。

【評価】 ○	【検証】 行政ニーズに対応した職員構成及び配置を行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 今後も満足度の高い行政サービス提供のため、取り組む必要があるため。

⑦ 職員の資質の向上

(第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み_Ⅲ行財政運営の効率化_4 職員の資質向上)

◆ 職員の資質の向上のため次の事業に取り組みます。

- ① 人事評価制度を充実し、人材育成を図ります。
- ② 宮崎県との人事交流を行います。また、県市町村課へ職員を派遣します。
- ③ 市町村研修センターの実施する研修に参加します。
- ④ 町独自の派遣研修を積極的に行います。
- ⑤ 職員に対する独自研修を充実させます。
- ⑥ 職員の心身にも気を配り、メンタルヘルスやカウンセリングを行います。

【評価】 ○	【検証】 人事評価制度で重要な役割を担う評価者の研修を実施しました。 宮崎県との人事交流及び県（福岡事務所）へ職員の派遣を行いました。 市町村研修センターの実施する研修及び本町で2回のブロック研修を行いました。このほか、職員独自で企画実施する先進地研修及び町独自の研修を行いました。 メンタルヘルスやカウンセリングについては、チラシ等で啓発のほか、職員を対象にカウンセリングを実施し、また全職員を対象に独自のメンタルヘルス研修会を行いました。
【方向性】 拡充	【理由】 多様化する住民ニーズに対応するため、効率・効果的な行政運営が求められます。 その実現のためには、職員一人一人の資質向上は不可欠であり、引き

続き取組みを進めていく必要があるため。

防災基地政策課

↓ 28 年 10 月 1 日現在

課長 太田 功
危機管理基地対策グループ長 後藤 朋巳

1. 課の役割

防災基地対策課は、消防防災、交通安全等の危機管理業務を行い、基地が原因で生ずる障害等の防止策、補償、また米軍再編に係る国との連絡調整や自衛官の募集事務等の総括窓口を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 防火意識向上の推進

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)

- ◆ 消防団組織の充実
- ① 消防団員の確保を図ります。
- ② 女性消防団員（ラッパ隊員）の加入促進を図ります。
- ◆ 東児湯消防組合と連携し、住宅用火災報知器の設置率向上を図ります。
- ◆ 消防団（第1部、5部、16部）の消防車両を更新し、初期消火の機動力向上を図ります。

【評価】 ○	【検証】 ・消防団員数は平成28年4月1日時点で前年度比7名減の260名でしたが、女性消防団へ1名加入がありました。 ・住宅用火災報知器の設置については、お知らせ版や消防団の火災予防巡回時に広報活動を行い、設置率向上を図りました。 ・消防団（第1部、5部、16部）の消防車両を更新し、初期消火の機動力向上を図りました。
【方向性】 拡充	【理由】 地域の安全・安心に寄与するため、消防団員の確保と消防装備の充実に努めます。

② 救急体制の強化

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)

- ◆ 関係機関と連携し、消防や救急活動に必要な車両や資機材、人材の確保を図ります。
- ◆ 関係機関と連携したドクターヘリの運用を行います。

【評価】 ○	【検証】 患者をいち早く医療機関へ搬送するため、東児湯消防組合などと連携を図りました。
-----------	--

【方向性】 現状維持	【理由】 今後も関係機関等と連携し、救急体制等の体制づくりを行います。
---------------	--

③ 住民と一体となった防災体制の構築の推進

(第1節 暮らし・環境_1 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)

◆ 自主防災組織設立の環境づくり

- ① 区長会等で組織づくりのための情報を提供します。
- ② 年間 10 地区以上の自主防災組織設立を目指します。
- ③ 自主防災組織、消防団等で県が行う防災士養成研修を受講し、地域等における防災リーダーの育成を図ります。なお、資格取得に必要な防災士試験受験料と防災士認証申請料を助成します。

◆ 自主防災組織への活動支援

- ① 防災意識向上のため自主防災組織を中心に、消防署、消防団と合同での防災訓練や各種研修・講習会を開催します。
- ② 自主防災組織を結成した地区に対して、発電機や投光機等の防災資機材を配置します。

【評価】 △	【検証】 自主防災組織設立の環境づくり 自主防災組織設立に向けた説明を区長会等で行い、防災に関する出前講座を 1 地区で行い、平成 28 年度は 7 地区で設立されましたが、目標の年間 10 地区以上の設立は達成できませんでした。 防災士資格取得に必要な受験料及び認定申請料を町が負担し、町民が資格を取得しやすくすることで地域防災リーダーの育成を図り、新たに町内で 9 名が防災士の資格を取得されました。 ・自主防災組織への活動支援 自主防災組織を結成した 6 地区へ、災害発生時に救助や避難所運営に必要な資機材一式を貸与しました。 町民が主体となる「自助・共助」への理解を高め、自発的な防災意識の醸成が今後の課題です。
【方向性】 拡充	【理由】 被災直後の人命救助や避難所の運営を行う上で、町民が主体となる「自助・共助」を充実させることは、特に重要です。しかし、自主防災組織については、毎年増加はしているものの 32 地区（町内 62 地区）の結成にとどまっており、組織結成のための支援が必要です。また、地域や企業等における防災リーダー（防災士）の育成も重要であり、今後も継続して支援を行います。

④ 災害時体制の強化の推進

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)

◆ 総合的な災害時体制の強化

- ① 福祉課と協力して避難行動要支援者リストと個別支援計画を作成し、避難行動要支援者に対するきめ細やかな計画を立案します。
- ② 災害時の物資提供等の体制を確立するため、関係事業所との支援協定を計画的に締結していきます。
- ③ 災害時の避難者のため、3日間程度の食料を5年間かけて備蓄します。
- ④ 地域住民と連携した避難訓練を実施します。
- ⑤ 防災行政無線（屋外）の計画的な更新を行います。
- ⑥ 五反田地区に津波避難タワーを建設します。

【評価】

○

【検証】

要支援者リストは福祉部門で作成中であり、支援計画は作成できませんでした。

災害時の企業との支援協定が1件締結でき、地域住民受入れ体制が可能となりました。

備蓄食料は、年次更新をしていますが、備蓄食料の内容を充実することができました。

防災行政無線については更新できるよう、継続的に計画作成しています。

五反田地区に津波避難タワーが完成し、特定非難困難地域をほぼ解消できました。

【方向性】

拡充

【理由】

備蓄食品を年次計画で確保し、3日間程度食料確保と、各種消耗品を確保していきます。また、避難訓練を充実させ、どの地域の誰が避難に支援がいるのかなどを検証し、リスト作成に努めます。

⑤ 安心安全な町づくりの推進

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)

- ◆ 地域住民等から設置要望があった箇所に防犯灯を設置します。また、機器の長寿命化と電気料の負担軽減を図るため、照明器具にLEDを採用します。
 - ◆ 青色パトロール車を活用し、危機管理専門員・防犯パトロール員による巡回及び講話を実施します。
- ① 交通安全運動期間に合わせて、高齢者クラブを対象とした「あおぞら教室」を開催し、交通安全・防犯に関する講習会を年間6回程度実施します。
 - ② 毎月約10世帯程度独居高齢者宅等への訪問を行います。
 - ③ 防犯・交通安全教室を開催する学校や保育所（園）において、不審者対策の防犯教室と交通安全教室を年間5ヶ所で開催します。

④ 児童・生徒の下校時間に合わせた安全パトロールを毎日実施するとともに、毎月第3金曜日に「見守り隊」と合同で安全パトロールを行います。 ◆ 防犯・交通安全情報を提供する「新富町メール配信サービス」の登録促進を行います。	
【評価】 ○	【検証】 地域から要望のあった地区内及び通学路等の主要道路に新規 51 基、取り替え 61 基の防犯灯を設置しました。設置にあたっては、電灯の長寿命化や電気料の負担軽減を図るため、照明器具にLEDを採用しました。 ・青色パトロール車での危機管理専門員等による毎日の定期的な防犯・安全パトロールや「ゼロ（0）の日」の早朝広報、「身を守る隊」と合同で交通安全・防犯に関するパトロール等を行いました。 また、危機管理専門員による町内の小中学校で不審者対策の不審者対応避難訓練を行いました。さらに、農業者が作業中に駐車している車からの盗難が多発し、巡回による注意の呼びかけを行いました。 ・「新富町メール配信サービス」では、1年間に92名の新規登録があり、2,212名が登録されています。登録者へのメール配信については、防犯・防災情報を随時送信し、防災行政無線と併用した情報提供を行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 安全安心なまちづくりのために、防犯や交通安全に関する施策は重要です。防衛省補助金等を活用した防犯灯設置事業は、夜間の犯罪や交通事故防止に大きく貢献しており、LED灯への切り替えにより電灯の長寿命化や電気料の負担軽減にも繋がっています。 青色パトロール車による定期的な巡回等は、犯罪防止に大きく貢献しており、今後も、町内の各団体と一体となった防犯活動を行い、併せて防犯情報等を発信します。

⑥ 交通安全対策

（第1節 暮らし・環境_1 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政）

◆ 見通しの悪い交差点や危険箇所等にカーブミラーを設置します。

【評価】 ○	【検証】 地区等から要望のあった見通しの悪い交差点や危険個所に、カーブミラーや交通安全啓発の看板を設置しました。また、町民の交差点付近の改善についての相談については、道路管理者へ改善するよう要請を行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 ・本町は、県内で交通事故の人口に占める第一当事者の割合が高く、一層の交通安全対策が必要です。また、全国的に高齢者が犠牲となる交通死亡事故が多発しており、高齢者に対する交通安全講習や交通安全情報等の発信とともに、危険個所の点検やカーブミラー等を設置していきま

す。

⑦ 騒音対策

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_3 基地対策)

◆ 基地騒音の軽減に対する町民の要望が強い住宅防音工事のさらなる推進を図ります。告示後住宅の防音工事については、平成26年4月から85W以上の区域で国が定めた項目に該当する住宅に対して住宅防音工事が開始されましたが、まだ対象となっていない告示後住宅の防音工事ができるよう国に働きかけます。また、目視調査を1年間通して行い、飛行実態の把握に努めるとともに、騒音測定結果を公表し、騒音実態の周知に努めます。

【評価】 ○	【検証】 第一種区域の見直しについて、防衛省からコンター図が示されたものの到底受け入れできないものでありました。本町が実施している目視調査結果との整合性についてなど、今後、防衛省との協議が必要になります。
【方向性】 現状維持	【理由】 第一種区域の見直しは、防衛省による体感調査を注視し、防衛省から説明を聞き、分析する必要があります。騒音に対する考え方や法律等に照らし合わせて住民の理解が得られるような区域になるよう話し合いをしていきます。

⑧ 障害防止対策

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_3 基地対策)

◆ 米軍の移転訓練期間中は、庁舎内に「米軍移転訓練連絡本部」を設置し、町民の不安解消を図るとともに、情報の収集・提供を充実させることで、監視体制のマニュアルに添った連絡体制づくりを強化します。

◆ 緊急連絡のため現地に連絡員を配置し、情報の迅速な把握に努め、町民の安全・安心の確保に取り組みます。

◆ 米軍再編に係る21項目の覚書について、年1回九州防衛局と町関係各課により検証を行い、安心・安全対策や地域振興策等について協議を行います。基地の存在をはじめとする地域資源を活用したまちづくりとして、賑わい創出や地域間交流、産業振興の拠点となる施設の整備に係る実施計画を策定するとともに民間活力の活用を検討します。

【評価】 ○	【検証】 平成28年度は米軍移転訓練が実施されませんでした。 米軍再編に係る覚書への取り組みについては、国と町関係各課と検証を行い、安心・安全対策や地域振興策等について協議を行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 ・ 米軍の訓練移転時の町民の不安解消を図るため、情報の迅速な把握に

	努め、米軍再編に係る覚書の未達成項目について、解決に向けて積極的に国と協議していきます。
--	--

⑨ 生活環境整備

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_3 基地対策)

- ◆ 基地周辺財産によって発生する諸問題について、迅速に対応できるよう国（熊本防衛支局、新田原基地）との連絡を密にします。
- ◆ 基地内および周辺財産の樹木等の伐採や管理への対策を申し入れます。
- ◆ 町が指定する周辺財産の緑地帯の整備を国と協議し進めていきます。
- ◆ 激甚地区を対象に生活道路の整備を行います。

【評価】 ○	【検証】 基地周辺財産に隣接する農地所有者や耕作者、地区からの要望については、早急な問題解消への対応を国に対し要望しました。 ・基地周辺財産については、三納代地区で多目的広場の整備が進められており、基地周辺財産を有効に活用し、地域振興を図るための協議を行いました。 ・激甚地区から要望のあった生活道路の整備については、地区と協議を行い、整備を進めました。
【方向性】 現状維持	【理由】 今後も強く国に要望していきます。

⑩ 新築住宅への助成事業

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_4 住宅、公園、緑地、環境美化)

- ◆ 自己の居住のための新築住宅取得者に対し経費の一部を助成することで、定住促進を図ります。

【評価】 ○	【検証】 定住促進のための補助金は、新築 50 件、中古 2 件の申請がありその効果が発揮されました。
【方向性】 現状維持	【理由】 消費税率が上がる来年に向けて新築住宅戸数の増加が予想されるため、定住促進補助金の活用件数が増加し、定住につながるものと考えられます。

⑪ 地区集会所大規模改修事業

(第3節 教育・文化・人づくり _V 文化スポーツ)

- ◆ 地区集会所に太陽光発電設備を設置し、地区の活性化に努めます。（15 館分）

【評価】 ○	【検証】 町内 15 地区集会所に太陽光発電設備を設置しました。
-----------	-------------------------------------

【方向性】 完了	【理由】 全地区設置済み
-------------	-----------------

税務課

↓ 28 年 10 月 1 日現在

課長	道下 秀人
収納対策監	瀬戸口 誠
固定資産グループ長	吉岐 文登
賦課グループ長	清 紀文

1. 課の役割

税務課は、固定資産グループ、賦課グループ及び収納グループで構成されています。
各グループの主な業務は、次のとおりです。

【固定資産グループ】

・ 固定資産税・地籍調査・家屋台帳・償却資産台帳・土地家屋評価証明

【賦課グループ】

・ 住民税（個人・法人）・軽自動車税・国民健康保険税・税に関する証明

【収納グループ】

・ 税収納

2. 個別事業とその目標

① 家屋全棟調査

（第 5 節 ビジョンを実現するための行政の取り組み_Ⅲ 行財政運営の効率化_2 財源の確保）

◆ 現在課税されている家屋との公平性を確保するため、「家屋調査システム」を基に課税されていない家屋を対象に調査するものです。

◆ 平成 26 年度に撮影した航空写真と前回の写真（平成 23 年度撮影）とを比較し、区域毎に効率的な抽出作業をおこない、現地調査を実施します。併せてその成果を家屋システムの修正更新に努め、課税漏れ等の縮減に努めます。

【評価】 ○	【検証】 「家屋調査システム」を活用し、町内全域の家屋調査を計画的に行いました。調査後のシステム更新作業も随時行いました。 （調査実績） 新・増築：87 件（前年度比 1 件増） 滅失：47 件（前年度比 8 件増）
【方向性】 現状維持	【理由】 調査の終了した家屋台帳のデータを家屋調査システムへ適宜反映させ、効率の良い全棟調査を実施するため。

② 国定資産（土地）評価総合調査業務

（第 5 節 ビジョンを実現するための行政の取り組み_Ⅲ 行財政運営の効率化_2 財源の確保）

◆ 各地目ごとに公平な評価を確保するため、所在地・利用状況等により現行評価を検証し、

見直しを含め、適正評価を図ります。この業務は、平成 30 年度評価替えのために、平成 27 年度から 29 年度にかけて実施するものです。

平成 28 年度は、次のとおり作業を行います。

- ・ 状況類似区分
- ・ 標準宅地及び観測路線の選定・調査
- ・ 地価形成要因把握
- ・ 評価基準作成
- ・ 標準地等評点決定
- ・ 路線区分
- ・ 標準宅地鑑定業務等

【評価】 ○	【検証】 町内の巡回や農業委員会からの情報収集を定期的に行うことにより、現況の課税地目の適正な評価の見直しを行いました。太陽光施設の設置状況についても調査を行い、償却資産の課税にもつなげました。 また平成 28 年度に実施予定であった作業・調査についても、年度内に滞りなく終わることができました。
【方向性】 現状維持	【理由】 今後も、積極的に現地調査を行い、課税地目の適正な評価を行なわなければならない、平成 30 年度の評価替えに向けて、引き続き年度ごとに計画している調査業務等を円滑に実施するため。

③ 納税方法の周知

(第 5 節 ビジョンを実現するための行政の取り組み_Ⅲ 行財政運営の効率化_2 財源の確保)

- ◆ 口座振替の推進を行っていきます。
- ◆ 納付環境の充実を図るため、「コンビニエンスストア」納付制度のさらなる啓発を推進します。
- ◆ 「ホームページ」「お知らせ版」「有線放送」による納税の呼びかけを行います。

【評価】 △	【検証】 ◆ 広報紙や有線放送により、口座振替の推進を行いました。 ◆ コンビニエンスストア納付の利用割合は、納付方法全体に対して約 24%あり、口座振替に次ぐ納付方法となっています。利便性の高さについて、今後も継続して啓発していきます。 ◆ 税ごとの納期限に合わせて、広報紙や有線放送による納税の呼びかけを行いました。が、ホームページを利用した呼びかけを行うことができませんでした。
【方向性】 現状維持	【理由】 口座振替とコンビニエンスストアでの納付で、町税等の普通徴収分の約 70%を占めている。特に口座振替だけで約 48%となっているので、

その二つの納付方法を推進することが、町税等の徴収率向上につながる
と考えるため。

④ 納税相談の拡充

(第5節 ビジョンを実現するための行政の取り組み_Ⅲ 行財政運営の効率化_2 財源の確保)

◆ 滞納初期段階で督促・催告を行い、納期内納付の困難な納税者に対しては、納税相談の活用を促すことで滞納の常習化防止を図ります。

【評価】 ○	【検証】 ◆ 納期限を過ぎた未納分がある方に対して、早期に納税依頼文書や催告書を送付したことにより、滞納金額が多くなる前に納付が進み、全体的な収納率の向上につなげることができました。
【方向性】 現状維持	【理由】 滞納が多くなると、納付ができなくなるなど、分納を行っても、年度内の完納が見込まれなくなる。早期催告を行うことで、滞納金額が増える前に何らかの納付があるなど、相談が行われることが多いので、継続して実施することが必要であるため。

⑤ 納税意識向上のための広報

(第5節 ビジョンを実現するための行政の取り組み_Ⅲ 行財政運営の効率化_2 財源の確保)

◆ 各小、中学校で納税教室を行い税金の使い道を理解してもらい納税意識を高めます。
◆ ホームページを活用し、税金は大切なものだとして認識してもらい税金を納めるものと意識改革を図ります。

【評価】 ○	【検証】 ◆ 児童・生徒に税金のしくみを知ってもらうために、「税を考える週間」に合わせて、標語やポスター、作文等を募集し、応募のあった作品を庁舎内に展示しました。 ◆ 平成29年1月20日に、上新田小学校の6年生児童に対し、税務課職員による租税教育を行いました。 ◆ 税に関する情報を広く知ってもらうために、ホームページに様々な税情報を掲載しました。
【方向性】 現状維持	【理由】 児童・生徒の年齢から、税に対する正しい理解をすることで、将来の納期内納付者となってもらうことを目的としているため。

⑥ 滞納処分の強化

(第5節 ビジョンを実現するための行政の取り組み_Ⅲ 行財政運営の効率化_2 財源の確保)

◆ 税の公平性を維持するため、滞納者に対して滞納処分（家宅搜索、給与・預貯金・保険等の差押）を強化します。

◆ 県と滞納整理業務の併任人事交流を行い徴収技術の向上及び税収の確保を図っていきます。 ◆ 郡内町村と税務職員相互の人事交流を行い徴収技術の向上及び税収の確保を図っていきます。 ◆ 滞納処分に伴う差押物を速やかに滞納税へ充当するために合同公売会及びインターネット公売を活用していきます。	
【評価】 ○	【検証】 ◆ 督促状や催告状に応じなかった方や分納誓約の不履行者に対して、滞納処分の予告を行い、それでも反応がなかった方には滞納処分を実施しました。 ◆ 高鍋県税・総務事務所と併任人事を行い、滞納処分時の協力体制をつくることで、徴収技術の向上と税収確保ができました。 ◆ 高鍋町、川南町、木城町と併任人事を行うことで各町との連携を深め、合同で滞納処分や公売会を行いました。 ◆ 公売会やインターネット公売を利用して、差押動産を現金化し、滞納分へ充当することができました。
【方向性】 現状維持	【理由】 周辺町、県税と連携することで、児湯郡全体の徴収率の向上が見込まれるだけでなく、人事異動に伴う徴収技術の低下を防ぐことができ、実態調査等にかかる事務の簡素化など業務効率化も図れるため。 差押動産を滞納分に充当するためには、必ず公売が必要であり、今後もしばらくはいろいろな方法を用いて、公売を行う必要があるため。

町民こども課

↓ 28 年 10 月 1 日現在

課長	比江島 光裕
町民生活グループ長	稲田 真由美
児童福祉子育て支援グループ長	山本 明子

1. 課の役割

町民こども課は、町民生活グループ、児童福祉子育て支援グループで構成され、町民生活グループでは窓口における諸証明の発行をはじめ、印鑑登録や戸籍事務、国民年金の資格得喪失、消費者行政に関する事務などの窓口サービスを所掌し、児童福祉子育て支援グループでは児童手当、乳幼児・こども・ひとり親の医療費助成、保育所、幼稚園、子育て相談に関する業務を所掌しています。

2. 個別事業とその目標

① 消費者行政の啓発

(第1節暮らし・環境_I 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)

- ◆ 消費者相談窓口について広報誌やホームページに掲載し町民の皆様への周知を行います。
- ◆ 消費者の安全と安心を確保するために、国民生活センターなどと連携して、相談者の悩みや問題などの早期解決を継続的に行います。
- ◆ 町主催のイベント時に消費者啓発活動をより一層強化し、消費者教育の拡充に今後とも努めます

【評価】 ○	【検証】 消費者相談窓口の案内や相談事例等を広報誌やホームページに掲載し、町民の方への周知及び啓発を行いました。 消費者行政全般の相談については、宮崎県消費者生活センターと連携し早期解決に努めました。 また、11月の「まつりしんとみ」ではイベント会場の一角にブースを設け、啓発物品及びチラシの配布を行い、周知を行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 消費者相談窓口として今後も啓発活動は必要であり、苦情や相談事も多様化してきていることから、町民の皆様への周知継続が必要です。

② 乳幼児・こども及び高校生等医療費助成事業

(第2節 健康・福祉_V 児童福祉_1 児童福祉)

- ◆ 保護者の負担軽減を図り、こどもの健やかな成長と児童福祉の向上を図るため、新富町に住所を有する乳幼児（未就学児）および小・中・高校生等が、保険医療機関等を受診された

ときの医療費の一部を助成します。平成27年度から高校生等も対象者となり、より一層充実をしています。	
【評価】 ○	【検証】 平成28年度乳幼児・こども医療費助成件数は、延べ41,414件でした。平成27年度から対象となった高校生医療費助成件数は4,420件でした。
【方向性】 現状維持	【理由】 子どもの保健の向上と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、高校3年生まで医療費の助成を行っています。今後を見据え少子化対策の一環としても継続は必要です。

③ 多子世帯保育料助成事業

(第2節 健康・福祉_V児童福祉_1児童福祉)

◆ 安心して子どもを産み育てられる環境創出のため、大学校（大学院含む）、専門学校、高等学校、中学校、小学校、保育所（園）および幼稚園に在学している4人以上のこどもを養育している保護者に対し、4人目以降の保育料ならびに入園料の助成（無料）を行います。	
【評価】 ○	【検証】 平成28年度における、多子世帯保育料助成対象の延べ助成人数は286名でした。子育てに係る経済的な負担の軽減を図るため、今後も少子化対策の事業として実施していきます。
【方向性】 現状維持	【理由】 多子世帯における子育てに係る経済的な負担の軽減を図り、すこやかに子育てができる環境を整えるため、また、少子化対策のひとつとしても、今後も継続が必要です。

④ 一時預かり保育事業

(第2節 健康・福祉_V児童福祉_1児童福祉)

◆ 保護者の傷病などによる緊急時の保育や育児に伴う心理的・肉体的な負担解消のため、保育の需要に対応する保育園への補助を行います。	
【評価】 ○	【検証】 平成28年度、（一般型）町内私立保育園7園、（幼稚園型）幼稚園4園で補助事業を行い、一時預かり事業の利用児童数は（一般型）延べ1,072人、（幼稚園型）延べ798人でした。
【方向性】 現状維持	【理由】 一時預かり事業は、家庭での保育が一時的に困難となった場合だけでなく、初めて保育園に入所する児童の「ならし保育」としても必要な事業です。今後も、保護者の育児における負担を軽減するため、また、新規入所児童・保護者の新しい環境への段階的な順応対策としても、事業の

継続が必要です。

⑤ 地域子育て支援拠点事業	
(第2節 健康・福祉_V児童福祉_1 児童福祉)	
◆ 各地域において、子育て親子の交流などを促進する子育て支援拠点の設置（子育て支援センター）を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、保護者の子育てに対する不安等を緩和し、こどもの健やかな育成を促進します	
【評価】 ○	【検証】 八幡保育園と子育て応援スポットあんのん舎の2か所において下記の3事業を実施しています。 ①子育て親子の交流の場の提供と交流促進 ②子育て等に関する相談、援助の実施 ③地域の子育て支援に関する講習等の実施 また、親子交流活動や地域支援活動の実施を行い、多くの方が利用されました。 八幡保育園 ・ ・ ・ ・ ・ 親等 371 名 子ども 410 名 子育て応援スポットあんのん舎 親等 2,667 名 こども 3,416 名
【方向性】 現状維持	【理由】 地域において、安心して親と子が交流・相談できる場を整備することで、地域の子育て機能の充実を図り、また、家庭における幼児教育に対しても支援を行い、子育て親子の交流などを促進していくため、引き続き子育て支援拠点を設置する必要があります。

⑥ 障がい児保育事業	
(第2節 健康・福祉_V児童福祉_1 児童福祉)	
◆ 障がい児保育・教育の充実や障がい児の福祉の向上を図るため、事業に従事する保育士の雇用に要する経費の助成を行います。	
【評価】 ○	【検証】 児童の発達支援並びに子育て支援として、障がいを持つ児童の受け入れに伴い、職員の加配を行った町内私立保育園1園に経費の一部助成を行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 児童の発達支援として、また、子育て支援としても重要な事業です。障がい児の受け入れ体制及び保育の質の確保を行うためにも継続が必要で

す。

⑦ 延長保育促進事業

(第2節 健康・福祉_V児童福祉_1 児童福祉)

◆ 就労形態の多様化などに伴う延長保育の需要に対応し、保育園が開所時間または利用時間帯を超えて保育に取り組む場合に補助を行います。

【評価】 ○	【検証】 町内私立保育園 8 園で事業を行い、延長保育の年間延利用児童数は短時間保育 4, 8 2 0 人 標準時間保育 8, 8 2 1 人でした。
【方向性】 現状維持	【理由】 就労形態の多様化等に伴い、保育園が開所時間を超えて保育に取り組み、安心して子育てができる環境を整備するため事業の継続が必要です。

⑧ 放課後児童健全育成事業

(第2節 健康・福祉_V児童福祉_1 児童福祉)

◆ 保護者が労働などによって昼間家庭にいない、小学校に就学しているおおむね 12 歳未満の児童に対し、授業終了後に保育園などを利用して適切な遊び場および生活の場を与えます。

【評価】 ○	【検証】 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を利用した児童は、町内 7 か所において 2, 4 2 5 名でした。
【方向性】 現状維持	【理由】 家庭や地域の子育て機能の低下等、児童を取り巻く環境は大きく変化してきており、児童をめぐる問題の複雑化・多様化に適応するため事業の継続が必要です。

⑨ 放課後児童クラブ支援事業

(第2節 健康・福祉_V児童福祉_1 児童福祉)

◆ 放課後児童クラブの円滑な事業実施のため、放課後児童健全育成事業を実施する施設において、障がい児受け入れのための専門的な知識を有する指導員の確保などを行うための補助を行います

【評価】 ○	【検証】 放課後児童クラブ支援事業は、新富幼稚園、新田保育園の 2 か所に事業を委託し、障がいのある児童を受け入れるための指導員に係る人件費及び放課後児童クラブの円滑な事業運営が行えるよう一部助成を行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 放課後においても、障がいのある児童が安心して支援を受けるために、専門的な知識を有する指導員確保等を行うため事業の継続が必要です。

⑩ 放課後児童クラブ利用負担軽減事業

(第2節 健康・福祉_V児童福祉_1 児童福祉)

◆ 新富町内に住所を有する児童および新富町外に住所を有し、新富町内の小学校に在学する児童が、町内にある児童クラブを利用する場合に、利用料のうち、8月を除く各月は月額3,000円、8月は月額8,000円を超えた額のうち2,000円を上限として算出した額を補助しています。

【評価】 ○	【検証】 放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）を利用された保護者の利用料を助成し、経済的な負担軽減を行いました。助成述べ件数は2,425件でした。
【方向性】 現状維持	【理由】 子育て世帯の負担軽減を図るため、事業の継続は必要です。

⑪ 要保護児童の早期発見及び適切な保護

(第2節 健康・福祉_V児童福祉_1 児童福祉)

◆ 保護者のいない児童、もしくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（要保護児童）の早期発見およびその適切な保護を図るため、新富町要保護児童対策地域協議会において、情報交換を行うとともに、要保護児童に対する支援の内容に関する協議を行います。

【評価】 ○	【検証】 実務担当者会議を、町関係担当課、児童相談所、学校・保育所・幼稚園関係者、医療機関、警察スクールサポーター、福祉事務所、保健所等、必要な関係機関と会議を実施し、要保護児童において現認実態把握や支援の方向性など協議を行い、要保護児童に必要な支援へつながっていった。また、特定妊婦ケース検討会議を関係課において定期的に開催し、要保護の対象児事前把握など情報供給しています。
【方向性】 現状維持	【理由】 引き続き、要保護児童の発見・こどもの虐待等の協議だけでなく、こどもを守る地域のネットワークとしても関係機関が連携して機能していく必要があります。

⑫ 病後児保育事業

(第2節 健康・福祉_V児童福祉_1 児童福祉)

◆ 保護者が就労しており、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、保育園などにおいて病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応などを行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ります。

◆ 具体的な取組みとして、保育士・看護師等を配置し、静養・隔離の機能を持つ専用スパー

ス（部屋）を確保するなど一定の要件を満たし事業を行う施設に対して補助を行います。	
【評価】 ○	【検証】 のぞみ保育園において事業を行い、年間利用児童数は延べ１１５名でした。
【方向性】 拡充	【理由】 社会経済状況が厳しい中で、自宅の保育が余儀なくされる病後期間等に児童を事業実施施設に預けることで、子育ての就労の両立支援に寄与しています。引き続き事業が必要です。

⑬ ひとり親家庭医療費助成事業

(第２節健康・福祉_VI 母子父子・家庭福祉等_1 母子父子・家庭福祉等)

◆ ひとり親家庭の健康増進と福祉の向上を図るため、ひとり親家庭の医療費を助成します。

【評価】 ○	【検証】 年間助成件数は、延１，９３９件でした。助成件数は、２７年度から高校生医療費助成を実施しているため、減少傾向にあります。
【方向性】 現状維持	【理由】 母子・父子世帯の経済状況は厳しいものがあり、ひとり親家庭の健康増進と福祉の向上を図るためにも事業の継続が必要です。

⑭ 私立幼稚園振興補助金事業

(第３節 教育・文化・人づくり_I 幼児教育)

◆ 幼稚園の教育条件の維持、向上および在園する幼児にかかわる経費負担の軽減を図るため、設置者が購入しようとする教具、教材などの助成を行います。

【評価】 ○	【検証】 幼稚園に教具、教材及び教材備品の購入費用の一部を助成しました。
【方向性】 現状維持	【理由】 幼稚園の教育条件の維持及び向上を図るため、園児に係る経費の負担軽減のため助成は必要です。

⑮ 人権啓発活動の取組

(第３節 教育・文化・人づくり_IV 生涯学習_2 生涯学習活動の促進)

◆ 新富町人権擁護委員による無料の人権相談所を富田地区、新田地区、上新田地区それぞれ年２回ずつ計６回開催します。

◆ 人権尊重理念への理解を深めてもらうため町主催のイベントや人権週間に合わせて人権啓発活動を行い、人権尊重のまちづくりを推進します。

◆ 町内の小中学校及び特別支援学校の児童生徒において、人権を尊重することの大切さについて理解を深めてもらうことを目的に、人権に関する作品の募集を行い、その作品を人権週

間等に啓発資料として活用し広く人権意識の普及高揚を図ります。	
【評価】 ○	【検証】 町内4名の人権擁護委員による「人権・なやみごと相談所」を偶数月の第一金曜日に開設を行い、富田地区・新田地区・上新田地区それぞれ年2回、合計6回開催しました。 11月の「まつりしんとみ」では、イベント会場の一角にブースを設け、啓発物品を500個配布するなど、また、12月の「全国一斉人権週間」では、町内6か所で啓発物品の配布、役場ロビーにおいては、小学校の人権啓発ポスターの掲示を行い人権尊重の啓発に努めました。
【方向性】 現状維持	【理由】 人権尊重の町づくりを推進するため引き続き継続します。

⑩ 窓口業務のサービス向上	
(第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み Ⅲ行政財政運営の効率化 3行政運営の効率化)	
◆ 来庁者へ優しく丁寧な対応とわかりやすい案内の充実を心掛け、来庁者の目線に合わせた温かみのある窓口を目指します。 ◆ 業務知識を深めて信頼される職員を目指すために、法務局等の各種研修会に積極的に参加します。 ◆ 各種証明書の発行、多様化する来庁者への幅広い問い合わせや要望に対応するため、担当課と総合窓口との連携をはかり、来庁者の皆様の利便性をはかります。 ◆ 出生したお子さまの誕生のお祝いと健やかな成長、ご家族の幸せを祈念して当町独自の「出生お祝い記念品」を希望者に交付します	
【評価】 ○	【検証】 来庁者への丁寧な対応、案内表示の充実、業務知識の向上、各種証明書発行に関する利便性の向上を心掛けてきましたが、多様化する来庁者への幅広い問い合わせに対応するためには、更なる職員のスキルアップと関係各課との連携が必要です。 また、住所もしくは本籍が本町にあるお子様に対し、出生届提出の際、「出生祝い記念品」を129名の希望者に交付を行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 戸籍・住民基本台帳に関する定例会や研修会等に参加し、業務の知識向上に努め、関係各課との連携の強化、接客等のスキルアップを行い、丁寧で分かりやすい応対に努めます。

⑪ 国民年金の充実	
(第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み Ⅲ行政財政運営の効率化 3行政運営の効率化)	
◆ 国民年金の制度に関する理解を深めてもらうため、町広報誌及びホームページを通じて広	

く広報を行います。 ◆ 窓口にて「ねんきんネット」を活用し、町民の皆様の年金記録の照会等を行い、サービスの向上に努めます。	
【評価】 ○	【検証】 国民年金保険料の未納を無くすため、保険料の免除や猶予制度について、町広報誌に掲載を行いました。 また、身体障害者手帳の申請等で来庁された方に対し、福祉課と連携を図り、障害者年金制度の説明を行う等制度の周知徹底に努めました。 さらに、自宅のネット環境が整っていない方に対しては、来庁時にご自身の年金加入記録の照会や保険料納付額、年金見込額の確認を行うなど、サービスの向上を図りました。
【方向性】 現状維持	【理由】 日本年金機構との連携を図り、町民の皆様に国民年金制度について、より深く理解をして頂くため、引き続き広報活動を行うとともに、窓口では、「ねんきんネット」も活用しながら、丁寧な対応に努めます。

いきいき健康課

↓ 28 年 10 月 1 日現在

課長	山本 茂人
保健予防グループ長	押川 美香
国保高齢者医療グループ長	河野 ゆかり

1. 課の役割

いきいき健康課は、保健予防グループ、国保高齢者医療グループで構成され、1. 保健指導 2. 栄養指導 3. 予防接種 4. 国民健康保険事業 5. 後期高齢者医療事業など、乳幼児から高齢者まで、生涯を通じて健康を保ちながら、いきいきと暮らせるよう、保健相談センターを拠点に町民生活に直結する役割を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 健康管理体制の充実

(第2節 健康・福祉_I 保険・健康づくり・医療 _1 健康・保健づくり・医療)

- ◆ 特定健康診査・特定保健指導を推進し、生活習慣病の予防を重点的に実施するとともに、検査結果に応じて家庭訪問による個別指導等を行います。
- ◆ 疾病予防対策として、保健相談センターを拠点に健康教育・健康相談の充実を図ります。
- ◆ 健康に対する正しい知識の普及・啓発のため、地域に出向いての健康教室や栄養指導等を行います。
- ◆ 町と宮崎大学医学部との官学連携で生活習慣病の疾病予防対策等に関する調査研究を行います。

【評価】 △	【検証】 特定健康診査は、受診者 1,570 人で受診率 45.5% (平成 29 年 3 月現在) でした。健診結果に基づき、受診者へ訪問や電話・面接にて保健指導を行いました。特定健診受診者への結果説明会を 12 回実施しました。 消防団健診を実施し、消防団員 102 名のうち、59 名の受診がありました。20 歳から健診が受診できるよう、わかば健診を実施しました。 特定健診情報提供委託事業では、192 名の受診情報を取得しました。 高齢者医療受給者証交付の際に、がん検診や高齢者ソフト食についての健康教育を実施しました。
【方向性】 現状維持	【理由】 特定健診の受診率は、昨年より 2.9% 上昇 (過去最高の受診率) したが、第 2 期特定健康診査等実施計画における目標値 55% には到達できていません。さらなる事業成果を目指し、継続して行う事業です。

② 自殺対策事業

(第2節 健康・福祉_I 保険・健康づくり・医療 _1 健康・保健づくり・医療)

- ◆ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死、その多くが防ぐことができる社会的な問題、自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多いという基本認識のもと「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。
- ◆ 自殺対策啓発用パンフレットやこころの電話帳などを配布し、住民一人ひとりが自殺予防のために行動「気づき」「つながり」「見守り」ができるよう広報啓発に取り組みます。
- ◆ 自殺の可能性が高い世代を中心に“こころの相談票”を送付し、希望する対応に応じて相談や専門機関への紹介等を行います。
- ◆ 自殺対策ボランティア団体と連携し、見守り活動や啓発活動を行います。

【評価】 ○	【検証】 近年の本町における自殺の状況から、自殺の可能性が高い世代に自殺予防啓発のリーフレット・こころの電話帳・こころの相談票を送付し、自殺予防対策を行いました。こころの相談票の返却のあったものに対しては、電話相談・面接・訪問・専門機関への紹介などを行い、個別に対応ができました。また、突発的な来庁による相談や電話相談などにも、延 79 件対応しました
【方向性】 現状維持	【理由】 自殺者ゼロを目指し、自殺予防対策について広く啓発します。また、個人の問題に対応できるよう、専門機関と連携をとりながら、専門機関への紹介・訪問・面接相談を行います。

③ 町民の健康を守る取組の推進

(第2節 健康・福祉_I 保険・健康づくり・医療 _1 健康・保健づくり・医療)

- ◆ 乳幼児、児童・生徒が感染症に罹患することを予防するとともに、罹患しても重篤にならないために、予防接種の助成を行います。
- ◆ 受診率向上のため、子宮がん検診、大腸がん検診、胃がん検診、前立腺がん検診、肺がん検診、乳がん検診の助成を行います。
- ◆ 特定健康診査の受診率向上を図り、保健指導の充実をはかります。
- ◆ 特定健康診査の結果説明会や慢性腎臓病（CKD）予防教室を実施し、住民の生活習慣へのふりかえりにつなげます。
- ◆ 健康増進を目的に、肝炎ウィルス検査・歯周病検診を無料で行います。
- ◆ 地域に出向いて、調理法や食事についてのアドバイスを具体的に行うことによって、全ライフステージ、健康レベルにある者が、新富町産の食材を使った高齢者ソフト食を通して健康づくりを実践できるように支援を行います。

【評価】 △	【検証】 感染症予防のため、定期予防接種の全額助成、任意予防接種の一部助
-----------	---

	成を行いました。集団健診や個別通知などを通して予防接種の履歴確認及び受診勧奨を行いました。 がん検診は、①65歳以上におけるすべてのがん検診 ②特定の年齢における大腸がん・子宮頸がん・乳がん検診 ③特定健診の5年連続受診者に対するすべてのがん検診を無料で行いました。①については、いきいき健康基金を利用しました。①②③以外の対象者には、一部助成を行いました。また、がん検診を受診しやすくするため、子宮頸がん検診の検診機関を、一医療機関追加しました。がん検診受診者は前年度に比べ、延べ222名減少しましたが、子宮頸がん検診の病院検診は12名増加しました。 特定健診については、前年度受診者や今まで一度も受診したことのない方などに対して電話による受診勧奨を行い、過去最高の受診率45.5%（平成29年3月現在）となっています。特定健診受診者へ結果説明会を12回実施し、検査結果の見方、検査値の意味、関連する病気などについて説明しました。慢性腎臓病予防教室を3回実施し、医師の講演や管理栄養士の食事指導を実施しました。 高齢者ソフト食については、各地区いきいきサロン及び高齢者クラブ、生涯学習課講座、JA 女性部 OB の会へ講話および調理実習を行い、地区集会所等での調理実習を全18回・296名の方に実施しました。
【方向性】 現状維持	【理由】 予防接種の接種率向上を目標に接種履歴確認及び勧奨を継続して行います。 がん検診の延べ受診者数は前年度より減少しているので、更なる受診率向上を目指し取り組みます。 個人のライフステージ・健康課題に応じた健康教育・啓発活動を行います。

④ 結核対策の推進

（第2節 健康・福祉_I 保険・健康づくり・医療 _1 健康・保健づくり・医療）

- ◆ 結核は今でも全国で1日に56人の新しい患者が発生し（1年間では約2万1千人）、1日に6人が命を落としている日本の重大な感染症です。こうしたことから、関係団体、地方公共団体および関係省庁との十分な協力の下で結核対策を推進しています。
- ◆ 結核に関する正しい知識を周知広報し、その予防に十分な注意を払います。
- ◆ 患者等の人権が損なわれることがないよう結核検診を推進し、早期発見・早期治療に取り組みます。新富町男女共同参画計画に基づき、男女共同参画社会の形成に向けて理解を深めるための広報活動に取り組みます。
- ◆ 政策・方針決定に男女の意見がそれぞれ反映されるよう、各種審議会等へ女性の参画を

推進します。	
【評価】 ○	【検証】 結核の早期発見・早期治療を行うため65歳以上の方は1年に1回の肺のレントゲン検診を受けるよう啓発を行いました。平成28年度は2,202人が受診され、受診率は66.1%でした。精密検査が必要な方には、訪問や電話連絡により受診勧奨を行いました。精密受診率は93.8%でした。
【方向性】 現状維持	【理由】 健康寿命延伸のため適切な事業であり、現状のまま継続します。

⑤ 地域医療体制の整備

(第2節 健康・福祉_I 保険・健康づくり・医療 _1 健康・保健づくり・医療)

◆ 町民の医療分野におけるニーズの多様化や救急医療体制、医師・看護師不足などの問題について、関係機関と連携し、よりよい地域医療体制づくりを目指します。

【評価】 △	【検証】 地域医療の確保における課題を解決するため、地域医療アドバイザーを委嘱しました。平成29年度に新しく一般診療所が開設される予定です。
【方向性】 現状維持	【理由】 医療関係者等と連携しながら、地域医療の確保に努めます。救急医療問題は、西都児湯医療センターと連携しながら、継続して取り組みます。

⑥ 国民健康保険

(第2節 健康・福祉_II 国民健康保険 _1 国民健康保険)

◆ 国民健康保険事業においては、適切な医療給付を行うことが義務付けられていますが、これは被保険者が傷病にかかった後の措置となります。そのため、保健事業により被保険者の傷病の発生を未然に防止することや、早期発見・早期治療により重症化・長期化を防ぎ、健康の保持増進を図ることが極めて重要です。また、特定健康診査などの結果に基づいた適切な保健指導を行うなど、早期発見・早期治療を行い、医療費の節減に取り組みます。

【評価】 ○	【検証】 医療費削減のため、健康診断の受診勧奨や広報活動、ジェネリック医薬品の利用促進等に取り組みました。その結果、昨年度比約8%の削減見込みです。
【方向性】 現状維持	【理由】 適切な事業であり、継続的に取り組みます。

⑦ 高齢者の健康づくり

(第2節 健康・福祉_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険 _1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

◆ 高齢化が進むにつれて、疾病全体に占めるがん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の割合は急増しています。そのため特定健康診査や特定保健指導等を充実させ、壮年期を健康に過ごすことで、認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間（健康寿命）を延伸していくことが極めて重要です。

◆ 町民一人ひとりが自らの健康づくりに積極的に取り組むとともに、町が健康教育・健康相談を推進することで、高齢者が安心して生活できる環境づくりを目指します。

【評価】 ○	【検証】 高齢者医療受給者証交付時に、生活習慣病の講話や健（検）診の受診勧奨を行いました。 今後の課題は、健康増進計画に基づいた事業を継続し、健康寿命を延伸することです。
【方向性】 現状維持	【理由】 適切な事業であり、現状のまま継続します。

⑧ 高齢者医療

(第2節 健康・福祉_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険 _1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

◆ 75歳以上の高齢者においては、働いている方の割合が少なく、一方で通院・入院をされる方が多い傾向にあります。後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費を全員で支える仕組みです。医療費の負担割合は、国・県・市町村が約5割、若い世代が加入する医療保険が約4割、被保険者の方々がお支払いいただく保険料総額が約1割となっています。また、医療機関での窓口負担は、一般の方が1割で現役並み所得の方が3割となっています。

【評価】 ○	【検証】 後期高齢者の健康保持増進のために、高齢者健康診査を実施しました。対象者数2,430人、受診者数402人、受診率16.54%で前年度比1.34%増でした。 今後の課題は、更なる受診率の向上です。
【方向性】 現状維持	【理由】 適切な事業であり、現状のまま継続する。

⑨ 不妊治療費助成事業

(第2節 健康・福祉_V児童福祉 _1 児童福祉)

◆ 不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部助成を行います。

【評価】 ○	【検証】 平成28年度は、一般不妊治療実3件（延3件）810,686円助成、特定不妊治療実9件（延13件）1,328,936円の助成を行いました。一般不妊治療で2名、特定不妊治療で1名、計3人が妊娠に至りました。この不妊治療助成により治療者の経済的負担軽減を行い、事業開始から一般不妊治療で約5割、特定不妊治療で約2割の申請請者が妊娠に至っています。 今後も、国や他市町村等の動向を踏まえながら、経済的負担の軽減を検討していきます。
【方向性】 現状維持	【理由】 適切な事業であり、現状のまま継続します。

⑩ 母子保健事業

（第2節 健康・福祉_V児童福祉_1 児童福祉）

- ◆ 妊婦一般健康診査については計14回、合計96,050円まで助成します。
- ◆ 乳児一般健康診査については計2回、合計11,440円（5,720円×2回）を助成しています。
- ◆ 生後6・7ヶ月については、乳児一般健康診査を集団でも無料でうけることができます。
- ◆ 幼児の健康の保持・増進のため年に6回ずつ1歳6か月児健診、3歳児健診を実施しています。

【評価】 ○	【検証】 平成28年度は、妊婦1人につき計14回96,050円の助成を行い、実受診者数213人に対し、延べ1,512回の妊婦健診を受診されました。また、里帰り出産等で県外の病院等を受診した12名の妊婦に対しても妊婦健診費用の助成を行いました。乳児健診は集団健診で132人（96.4%）が受診され、かかりつけ医での健診では延217人が受診し、1回あたり5,720円×2回助成しました。1歳6か月児健診は144人（97.3%）、3歳児健診は186人（96.9%）が受診しました。受診結果に対して、栄養相談・保健相談を実施し、助言を行いました。 今後も母子が心身ともに健やかに発育発達を送れるよう、母子の健康保持・増進を進めていきます。
【方向性】 現状維持	【理由】 母体の健康と胎児、乳幼児の健やかな発育を図るための適切な事業であり、現状のまま継続します。

⑪ 養育医療

(第2節 健康・福祉_V児童福祉 _1 児童福祉)

◆ 身体の発育が未熟なまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至っていない未熟児に対し、医療の給付を行います。

【評価】 ○	【検証】 平成25年度より宮崎県から権限移譲され、平成28年度は実人数2名に対し、延4件351,355円の未熟児医療費の助成を行いました。退院後には未熟児訪問を行い、乳児健診や予防接種の説明、子育てサービスの説明など助言を行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 未熟児の発育を図る為、適切な事業であり、現状のまま継続します。

福祉課

↓ 28 年 10 月 1 日現在

課長	若木家 浩順
高齢者福祉グループ長	海野 久代
社会福祉グループ長	金丸 逸子

1. 課の役割

福祉課は、社会福祉グループ、高齢者福祉グループで構成され、社会福祉グループは、1. 障がい者福祉 2. 障害者自立支援・障害児通所支援 3. 戦没者遺族・恩給 4. 生活保護に関するを行っています。また、高齢者福祉グループは、1. 高齢者福祉保健 2. 介護保険事業 3. 地域密着型サービス 4. 地域包括支援センター等に関するを行っています。

2. 個別事業とその目標

① 介護自主予防教室助成事業

(第2節 健康・福祉_3 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

◆ 自主的に介護予防を行っている先進的団体に、モデル団体として謝金の一部助成（3 B 体操教室、ダンベル教室等）

【評価】 ○	【検証】 現在4団体（実76名活動）に講師代の助成をおこなっているが、健康状態を維持し、コミュニティーの場として健康に対する意欲向上にもつながっています。
【方向性】 現状維持	【理由】 現在の団体を中心に、この活動を維持できるよう支援する。また、新たな介護予防に取り組む団体の支援を行います。

② げんきアップ教室

(第2節 健康・福祉_3 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

◆ 今までの介護予防教室生、要支援事業対象者と思われる新規相談を対象に、介護予防の総合教室を開催します。

- ・ 週1回（水曜及び木曜日の2コース開催：1回の人数30名）（老人福祉センター）バスでの送迎
- ・ 教室の内容運動機能向上、認知症、口腔ケア、栄養教室等を含む介護予防総合教室
- ・ 自己負担1回200円

【評価】 ○	【検証】 平成28年6月より火曜日コースを新設し、生活機能向上に取り組んでいます。この教室を開催することで、要介護認定率を下げる等の効果が出ています。
-----------	--

【方向性】 現状維持	【理由】 平成29年度より、介護予防・日常生活支援総合事業での展開へ移行することで、住民が選択し自由に参加できる仕組みにする。また、これまでの専門的内容は、違うサービスで実施します。
---------------	--

③ しんとみキラリ輝き体操教室 (第2節 健康・福祉_3 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)	
◆ 地区が中心となり公民館において、おもりを使用した筋力トレーニング(キラリ輝き体操)を行い、筋力アップすることで介護状態になることを予防する教室の支援を行う。 ・週1回うち最初の4回のみインストラクター(理学療法士等)による技術指導 ・モデル地区5地区 ・体力測定必要時測定	
【評価】 ○	【検証】 平成28年度は、新規5地区での開催を目標としていたが、15地区開催でき、町内で21地区まで広がっている。口コミでの評判も広がり、目標の30地区までとわずかである。この教室を広げることで、身近な場所でのコミュニティーが増え、住民の居場所となり、その中でお互いの助け合いにつながることを期待しています。
【方向性】 拡充	【理由】 目標の地区数を目指して、今後とも広げていく。また、開催地区が継続していけるよう支援します。

④ 高齢者のいきがづくり (第2節 健康・福祉_3 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)	
◆ 老人クラブ連合会において生涯学習講座やボランティアへの参加など生きがいの充実を図ります。	
【評価】 ○	【検証】 高齢者の教養と健康を高めるため、高齢者福祉大学、先進地視察や郡労連交歓研修、ふれあいスポーツ大会、グランドゴルフ大会の開催、公共施設の環境美化など高齢者の生きがいをもつことを高めました。
【方向性】 現状維持	【理由】 高齢者の生きがい健康増進事業は、今後の超高齢化社会においても必要不可欠であり今後も継続します。

⑤ 生活支援体制整備事業

(第2節 健康・福祉_3 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

◆ 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、「資源開発」「ネットワーク構築」「ニーズと取組のマッチング」等を実施する生活支援コーディネーターを配置

- ・生活支援コーディネーター 嘱託員2名 臨時職員1名
- ・生活支援コーディネーターにおける生活支援等のサービスに係るボランティア等の担い手を養成するための研修実施

【評価】 ○	【検証】 平成28年10月より嘱託員2名体制になり、キラリ輝き体操教室の広がりや認知症の周知活動を支援し成果を出しています。また、地区住民とのふれあいの中で信頼関係を構築し地域課題の抽出やいろんな団体へつなげる役目を行っています。年度末には、ボランティア講座を開き担い手の発掘にも力を入れています。
【方向性】 拡充	【理由】 多様な住民の生活ニーズ・課題をもっと知ること、地域の真の課題や協議体をうまく活用しての担い手の発掘など行政では手の届かない活動を行います。また、住民の力を発揮できる仕組みづくりを行っています。

⑥ 認知症地域支援・ケア向上事業

(第2節 健康・福祉_3 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

◆ 認知症の人が安心して暮らし続けるために、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等をおこなう認知症地域支援推進員を配置

◆ 認知症カフェ（オレンジカフェ）を開設することで、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担を軽減する

【評価】 ○	【検証】 認知症地域支援推進員が積極的に、認知症の周知に対する講座を19回開催して団体への働きかけをおこない住民への周知徹底を図っています。オレンジカフェは、介護者の会がグループホームからの参加者や住民とのふれあいを通じ、認知症の人や介護者のいこいの場になっています。
【方向性】 現状維持	【理由】 認知症地域支援推進員については、来年度も今年度同様に認知症の周知に力を入れ、新しい事業へつなぐ役割を担ってもらいます。オレンジカフェについては、介護者の会ができる範囲で、継続的に実施できるよう支援していきます。

⑦ 地域ケア会議推進事業

(第2節 健康・福祉_3 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

- ◆ 個別ケース検討会である個別会議から地域課題の解決を検討する場まで一体的に取り組む。
- ・ 地域ケア個別会議 個別ケース検討
 - ・ 介護保険サービス事業者全体会 町内の全サービス事業者を集め、現状の課題・地域課題・事業者のあり方等を検討
 - ・ 地域ケア会議 個別会議やサービス全体会を通しあがった課題等を検討するとともに町の方針を伝える場とする。

【評価】 ○	【検証】 今年度から、実施回数を増やし 65 件の検討をすることができました。県のモデル事業にも取り組み、より内容が充実するように地域包括支援センターと連携して実施することができました。また、この会議で出た地域課題を検証し、平成 29 年度の事業へとつなげることができました。
【方向性】 拡充	【理由】 平成 29 年度から、先進地の地域ケア個別会議で使用するアセスメント様式に取り組むことで、より自立に資する介護予防計画を介護支援専門員が立てられるよう支援していきます。また、地域課題を抽出することで本町に必要なしくみを考えていきます。

⑧ 在宅障がい者福祉サービス利用者の負担軽減事業

(第2節 健康・福祉_4 障がい者福祉)

◆在宅障がい者福祉サービス利用者の負担軽減事業

【評価】 ○	【検証】 利用者に対する町独自の負担軽減を行うことによって、サービスの利用促進につながっています。平成 28 年度においては 359 件の利用実績がありました。
【方向性】 現状維持	【理由】 障がいのある方が地域で安心して日常生活をしていくために必要なサービスであるので、今後もこの助成事業の継続が必要です。

⑨ 地域活動支援センター（I 型）

(第2節 健康・福祉_4 障がい者福祉)

- ◆ 障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流促進の基礎的事業に加え、専門職員を配置し、医療福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民のボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行う。

【評価】 ○	【検証】 障がい者への相談支援のほか、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、
-----------	--

	創作、生産活動の機会の提供、地域との交流の促進を図りました。月ごとに軽スポーツや音楽などを通じた交流会、町外施設見学、講演会研修、防災勉強会、地域行事の参加など様々な機会を通して地域住民との関係性の向上を目指した活動ができました。
【方向性】 現状維持	【理由】 障がい者への相談支援、生活支援等は不可欠の事業となっており、今後この助成事業の継続が必要です。

⑩ 障がい者等相談支援事業

(第2節 健康・福祉_4 障がい者福祉)

◆ 障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、福祉サービスの利用支援など必要な支援を行う事業で、虐待防止、早期発見のための関係機関との連絡調整や権利擁護のために必要な援助を行う。専門性のある相談員が配置されている事業所に委託して行う

【評価】 ○	【検証】 障がい者への相談支援のほか、精神保健福祉士等の専門職員からの福祉サービスの情報提供や利用助言など、様々な相談の窓口となっています。
【方向性】 現状維持	【理由】 障がいのある方が地域で安心して日常生活をしていくために利用できる福祉サービスの情報提供や関係機関との連携もできており、今後もこの支援事業の継続が必要です。

⑪ 人工透析患者福祉事業

(第2節 健康・福祉_4 障がい者福祉)

◆ 人工腎臓による血液透析療法の治療を受けている患者の通院交通費の一部を助成し、透析患者の健康維持と福祉の増進を図る

【評価】 ○	【検証】 利用者に対する町独自の負担軽減を行うことによって、透析患者の負担軽減や健康維持につながっています。平成28年度においては129件の助成実績がありました。
【方向性】 現状維持	【理由】 血液透析療法の治療を受けている患者にとって通院交通費の負担が大きく、交通費を一部助成することで患者の負担軽減と福祉の増進が図られるため今後もこの助成事業の継続が必要です。

⑫ 身体障害者特別手当

(第2節 健康・福祉_4 障がい者福祉)

◆ 身体障害者福祉法による手帳の交付を受けており、公的年金を受けていないなど要件を満たしている方を対象に年1回支給し、福祉の増進を図る。

◆ 手帳 1～4 級 12,000 円 5～6 級 10,000 円	
【評価】 ○	【検証】 要件を満たした身体障がい者の方に対する町独自の負担軽減を行うことによって、福祉サービス利用の負担軽減につながっています。平成 28 年度においては 29 件の支給実績がありました。
【方向性】 現状維持	【理由】 身体障がいのある方が地域で安心して日常生活をしていくためこの手当を支給することで福祉サービス利用負担の軽減となり、福祉の増進が図られるため継続の必要です。

⑬ 重度心身障がい児童福祉手当	
(第 2 節 健康・福祉_4 障がい者福祉)	
◆ 精神または身体に重度の障害を有する児童（20 歳未満）に対し支給し、自動の福祉の増進を図る。	
◆ 1 人あたり 4,000 円／月 35 名分×4,000 円×12 月	
【評価】 ○	【検証】 精神または身体に重度の障害を有する児童（20 歳未満）に対する町独自の負担軽減を行うことによって、福祉サービス利用の負担軽減につながっています。平成 28 年度においては 86 件の支給実績がありました。
【方向性】 現状維持	【理由】 精神または身体に重度の障害を有する児童が地域で安心して日常生活をしていくためこの手当を支給することで福祉サービス利用の負担軽減となり、福祉の増進が図られるため継続の必要です。

農業振興課

↓ 28 年 10 月 1 日現在

課長	平塚 貢一
農林水産グループ長	長友 一彦
畜産グループ長	竹内 直也

1. 課の役割

農業振興課は、農林水産グループ、畜産グループで構成され、新富町の基幹産業である農林水産業の振興の為

①農政 ②林産 ③水産 ④園芸特産 ⑤畜産 などの役割を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 効率的・安定的な水田農業の確立

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農協経営の充実)

◆ 国の制度等を活用し、新規需要米(飼料用稲、米粉米、飼料用米、加工米)の作付や水田後作としてのそば、なたね、麦、飼料作物の作付推進などを図り、既存の水田営農から地域の特性を生かした新たな水田営農への転換及び米の生産調整と水田農業の構造改革を総合的に推進して、生産性の高い水田農業経営の確立を図ります。

【評価】 ○	【検証】 予算は全て執行済みです。 国の制度等を活用し、新たな水田営農への転換や構造改革の推進を行い、新規需要米(飼料用稲、米粉米、飼料用米、加工米)の作付面積は平成27年度と比較して35ha増加し、小麦に関しても9ha増加しました。
【方向性】 拡充	【理由】 米の価格が低迷していることで、今後、転作作物面積の拡大が予想されるため、新たな需要先の確保や流通体制の整備が今後の課題です。

② 新規就農者及び農業後継者への支援

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農協経営の充実)

◆ 農業後継者の確保と就農意欲の増進、担い手の育成、更には円滑な農業経営の継承を目指して、新規就農者及び農業後継者への支援を行います。

【評価】 ○	【検証】 新規就農者及び農業後継者に対して、国の事業である青年就農給付金事業又は町の独自事業である新富町就農支援交付金事業を活用し、就農直後の経営確立を支援する給付金の給付を行いました。 青年就農給付金については、新規が3名の継続が10名、新富町就農支援交付金については5名に給付を行いました。
-----------	---

【方向性】 拡充	【理由】 引き続き国の事業である農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）又は新富町就農支援交付金事業を活用し、新規就農者及び農業後継者に対する支援を行います。 町の基幹産業である農業従事者が年々減少している現状を解決するため、県内外からの新規就農者の受入を推進します。 新規就農者を受入れるためのサポート体制構築が今後の課題です。
-------------	--

③ 新富そばの安定生産の推進

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農協経営の充実)

◆ 新富そばの安定生産を行うために種子の導入に対して支援を行います。

【評価】 ○	【検証】 そばの安定生産のための種子購入助成を行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 天候に左右される作物のため引き続き生産者に対するそばの種子の安定供給を目指します。

④ 有害鳥獣対策

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農協経営の充実)

◆ 年々被害が拡大するサル、イノシシなどの有害鳥獣の駆除等に対して専門の駆除員を配置して、農作物の被害軽減対策に取り組みます。

【評価】 ○	【検証】 年々被害が拡大するサルについては、専門の駆除員を配置して徹底した駆除活動を行いました。甘藷の被害が多いイノシシの捕獲活動も積極的に活動しました。前年度に比べ、イノシシの駆除頭数が減少し、駆除の効果が出ています。また、近年増加するアナグマ等の駆除には箱ワナを効果的に使用し、駆除を行っています。
【方向性】 現状維持	【理由】 全国的に有害鳥獣の被害が増えていますが、新富町においては、有害鳥獣駆除対策協議会の活動もあり、被害状況は横ばいとなっています。しかし、対策を怠れば増加することが予想されるため現状維持とします。

⑤ 認定農業者等（担い手）の育成

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農協経営の充実)

◆ 地域農業の担い手である認定農業者の育成支援、及び農業経営の確立を目的とした、先進農家との交流や講演会開催の経費に対して支援を行います。

【評価】	【検証】
------	------

○	新富町認定業者連絡協議会が主催する農業における人材確保と定着向上の取組についての講演会開催や農業経営の現況や課題について認識を深め、自らの経営改善と地域農業・農村の発展を目的とした第19回全国農業担い手サミット IN ぎふへの参加等に対し支援を行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 町における農業経営の改善と地域農業の振興・発展のため、町が農業経営改善計画を認定した農業者である認定農業者が自ら農業経営に関する課題解決や経営者としての能力を高める取組に対し、支援します。

⑥ 経営・流通販売体制の改革

(第4節 産業・経済_I 農業_2 農産物加工・流通対策の充実)

◆ 農産物フェアを開催して宮崎県新富町産の農畜産物を県内外にPRをし、販路拡大を図ります。

【評価】 ○	【検証】 福岡市内のレストラン、スーパーと連携し、年2回のフェアを行い、町産農畜産物のPRを図った。一部商品は既存流通の形で継続取引にも繋がっており、販路拡大に繋がっています。
【方向性】 現状維持	【理由】 福岡での町産農畜産物の知名度も徐々に上がっており、流通にも繋がっていることから、事業を継続しさらなる拡大が見込めるため、現状維持とします。

⑦ 新富そばの加工・普及の推進

(第4節 産業・経済_I 農業_2 農産物加工・流通対策の充実)

◆ 新富そばの普及を担う新富町そば振興会が普及活動する上で自家加工するためのそば製麺機の更新を行うために支援を行います。

【評価】 ○	【検証】 新富町そば振興会が所有する製麺機の経年劣化した麺切刃や部品の更新を行い、各種イベントでの自家加工した100%そばの積極的なPRを行うことができました。
【方向性】 —	【理由】 現存製麺機での自家加工が可能な状態であるため当面は製造可能であると判断します。

⑧ 環境保全型農業推進

(第4節 産業・経済_I 農業_4 環境に優しい農業の推進)

◆ 温暖な気候と豊かな土壌や水資源等を生かし、稲作や野菜生産に取り組んでいるが、近年の消費者の食の安全への関心や環境に対する意識の高まりに対応するため、環境負担の軽減

に配慮した農業の生産方式を普及することが必要であるため、有機農業の取組に対する支援を行います。	
【評価】 ○	【検証】 有機農業については、西都市・木城町・新富町においてグループで取組を行っている農業者に対し、国の環境保全型農業直接支払交付金実施要綱に基づき、取組面積及び取組作物に応じ、補助金の交付を行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 平成 26 年に国が示した有機農業の推進に関する基本的な方針に定める有機農業の推進及び普及の目標に向けた取組の一つとして、引き続き、有機農業の取組に対する支援を行います。

⑨ 畜産振興対策

(第 4 節 産業・経済_I 農業_5 畜産の振興)

- ◆ 口蹄疫、鳥インフルエンザ等の防疫対策を確立し、安心安全な畜産経営の構築を図ります。
- ◆ 繁殖牛の優良雌牛確保、肥育素牛地元購買促進、乳用牛の後継牛確保に対して支援を行います。

【評価】 ○	【検証】 家畜伝染病防疫強化対策として防疫資材の支援と、各農場へ防疫強化の指導・啓発に努めました。 導入対策として、和牛優良雌牛 41 頭及び地元産肥育素牛 97 頭の導入支援並びに乳用後継牛 63 頭の確保支援を行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 近年近隣国及び国内（町内）において家畜伝染病の発生が続いている。そのため、町内各農場に防疫強化の指導・啓発を継続して行っていく必要があります。 また、口蹄疫後導入した和牛繁殖雌牛、搾乳牛の更新時期になっているが、素牛高騰の為、自家保留を含めた繁殖雌牛導入や後継牛確保の対策を継続していく必要があります。

⑩ 新規就農者及び農業後継者への支援

(第 4 節 産業・経済_I 農業_5 畜産の振興)

- ◆ 担い手の育成、新規就農者及び農業後継者への牛舎整備等の支援を行い、肉用牛・乳用牛の増頭対策と収益力向上と生産基盤の強化に取り組みます

【評価】 ○	【検証】 担い手の育成として、新規就農者や農業後継者に国庫事業であるクラスター事業等を活用し畜舎整備、素牛導入及び農業機械の導入を行った。また肉用牛・乳用牛の増頭対策や、収益力向上・生産基盤強化に努めま
-----------	--

	した。
【方向性】 現状維持	【理由】 担い手育成として、新規就農者や農業後継者に支援を行い、収益力向上と生産基盤の強化に努めていく必要があります。

⑪ 海岸保安林の松くい虫防除	
(第4節産業・経済_Ⅱ林業・水産業)	
◆ 災害の防止とともに富田浜松林の優れた景観を残すために、松枯れを防止するための薬剤散布、薬剤の樹幹注入、伐倒駆除を行います。	
【評価】 △	【検証】 富田浜松林の松くい虫防除については、前年度に伐倒駆除を行ったため、防除面積が大幅に減少しました。そのため、例年行っている空中散布は行わず、地上散布、樹幹注入、伐倒駆除を実施しました。 しかし、現状は、防除を行っているものの被害が拡大しており、効果が完全にあるとは言えない状況です。
【方向性】 現状維持	【理由】 現在残っている松を守るためにも、防除等を実施しなければ、現在の被害以上の被害になり松が枯れてしまうと考えられるため、現状維持とします。

農地管理課・農業委員会

↓ 28 年 10 月 1 日現在

課長	壺岐 進
農村整備グループ長	齋藤 隆文
農地管理グループ長	課長兼務
農業委員会グループ長	宮本 信一

1. 課の役割

農業委員会グループは、農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく農地等の権利移動の許可や、農地等転用申請書に関する業務や農業者年金の推進業務等を行なっています。

農地整備グループは、農地の保全、農業環境整備に関する業務を行っています。

農地管理グループは、農地中間管理機構の市町村窓口として、農地の賃貸借契約事務を行い、担い手への農地集積に関する業務を行っています。

2. 個別事業とその目標

① 認定農業者等の農地の集積

(第4節 産業・経済 _I 農業 _1 農協経営の充実)

◆ 農業経営基盤強化促進法を活用し、農業委員によるあっせんを推進し、認定農業者等へ農地の集積を図ります。

【評価】 ○	【検証】 農地中間管理機構の活用を中心に推進し、認定農業者への配分を行い、一定の集積を行えた。
【方向性】 拡充	【理由】 今後、優良農地を維持するためには、引き続き、担い手の農地の集積・集約が課題である。「人・農地プラン」並びに、「農地中間管理機構」の活用事業と連携し、拡充の必要がある。

② 遊休農地者等の解消及び発生防止

(第4節 産業・経済 _I 農業 _1 農協経営の充実)

◆ 高齢化や労働力不足等により増加傾向にある遊休農地等の解消及び発生防止を図るために定期的にパトロールを行い、農地相談員を活用し所有者及び利用者との調整を図ります。

【評価】 ○	【検証】 ・ 遊休農地解消面積 2.2ha 現地調査 8 月 目標面積を達成しました。引き続き遊休農地の解消に努めます。
【方向性】 現状維持	【理由】 ・ 今後も、農業者の高齢化や労働力不足などで、遊休農地等の増加が予想されますが、農地中間管理機構等を利用した集積を地域の担い手や認

定農業者等と連携して、遊休農地の増加に歯止めをかけるとともに、遊休農地の解消に努めます。

③ 農業者年金の推進

(第4節 産業・経済 _I 農業 _1 農協経営の充実)

◆ 農業後継者の啓発を推進し、年金制度の理解を図り農業者年金の推進を図ります。

【評価】 △	【検証】 ・平成28年度新規加入者 1名 ・農業者年金加入促進期間 10月28日から11月28日
【方向性】 現状維持	【理由】 ・農業者の将来の生活基盤の基礎強化となるもので、後継者や新規就農者等の政策支援等の優遇措置も設定されていますので、今後も引き続き農業年金の加入促進を行っていきます。

④ 農道舗装の推進

(第4節 産業・経済 _I 農業 _3 農業生産基盤の整備)

◆ 幹線農道のコンクリート舗装を推進するため、材料支給を行います。

【評価】 ○	【検証】 ・初めて取組んだ地域でも、材料支給を行うことにより舗装が容易に行なえて、農道の維持管理等の向上に繋がっています。事業内容が町民に浸透しているため事業効果が発現できます。
【方向性】 現状維持	【理由】 ・地域住民の発想と労力によって施工され、材料支給することによって安価で短期間に農道舗装等の施工が可能になります。地域住民からの要望もあり、事業効果が発現できます。

⑤ 農業基盤整備事業の推進

(第4節 産業・経済 _I 農業 _3 農業生産基盤の整備)

◆ 農地の暗渠排水整備の推進を支援します。

【評価】 ○	【検証】 ・「人・農地プラン」や「農地中間管理事業」に取り組むことで、農地の農作業道舗装工事及び農地の暗渠排水整備が推進できるようになるため、各地域で「人・農地プラン」等の取組について推進を行いました。
【方向性】 拡充	【理由】 ・特に農地の暗渠排水については、要望も多く、暗渠排水整備をすることによって農地の有効利用が推進でき、農作業道舗装工事についても、農業の効率化が図られますので、事業効果が発現できます。

⑥ 圃場整備の推進

(第4節 産業・経済 _I 農業 _3 農業生産基盤の整備)

◆ 一ツ瀬土地改良事業区域内の圃場整備の取り組みに対して支援を行います。

【評価】 ○	【検証】 ・ 昨年に引き続き、大和地区はH29年度の事業確定に向けて事業決定まで承認されました。また、新田西地区においては、事業採択に向けて調査や協議等を実施しました。
【方向性】 拡充	【理由】 ・ 大和地区については、県の事業決定を受けたので、今後は事業確定に向けて法的手続き等を踏まえながら、引き続き事業を行っていく。また、新田西地区においては、地元の促進協議会及び関係機関との連携を行うとともに、採択要件である「人・農地プラン」や「農地中間管理事業」の推進を行うとともに、引き続き相続人調査等を行っていく。

⑦ 農地中間管理事業の推進

(第4節 産業・経済 _I 農業 _3 農業生産基盤の整備)

◆ 担い手への農地集積・集約化を図るため農地中間管理事業を推進します。

【評価】 △	【検証】 ・ モデル地区において、農地中間管理機構の活用目標に届かず、翌年度は、各種補助事業とも連携し、地域の実情にあった担い手への集積・集約の継続が必要です。
【方向性】 拡充	【理由】 ・ 現在、高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加など「人と農地の問題」が全国的な課題となってきた。将来の地域農業の維持に向け、「人・農地プラン」並びに、「農地中間管理機構」の活用の拡充が必要である。

⑧ 農地・水保全管理事業の推進

(第4節 産業・経済 _I 農業 _4 環境に優しい農業の推進)

◆ 多面的機能支払交付金として、集落が共同で行う農地・農業用水等の保全管理と集落環境の向上を目的とした活動やその補修・更新等の活動に対して支援を行います。また、国の事業で支援できない活動に対しては、町単独事業として支援します。

【評価】 ○	【検証】 ・ 農地維持を行うために農業用（用排水路、農道等）の維持管理を地域住民が一体的に取り組み、地域環境が保全されています。
【方向性】 拡充	【理由】 ・ 農業用施設の持つ多面的機能は農業だけではなく、地域住民に多くの恩恵をもたらしています。今後も農業者と非農業が共同で維持管理を行うことにより、地域環境保全と地域の活性化に繋がります。

都市建設課

↓ 28 年 10 月 1 日現在

課長	今村 行信
都市建設・公営住宅グループ長	岩村 伸夫
建築・空き家等対策グループ長	岩村 伸夫
道路・河川グループ長	宮崎 健一

1. 課の役割

都市建設課は、建築都市計画グループ、道路・河川グループで構成され、生活を支える地域基盤づくりを推進する役割を担っており、①公営住宅の維持管理及び整備 ②都市計画道路、公園・緑地、都市下水路などの維持管理及び都市計画事業の推進 ③交通網の整備 ④河川の整備等住環境の整備を主な業務としています。

2. 個別事業とその目標

① 幹線道路整備事業

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_1 暮らしのインフラ)

◆ 幹線道路については引き続き計画的に整備します。

- ① 佐土原～木城線道路改修工事
- ② 佐土原～木城線道路改修用地・補償
- ③ 末永～鬼付女線道路改修工事
- ④ 末永～鬼付女線道路改修補償

◆ 国道 10 号新富バイパス（4 車線化）の早期完成に向け、国に強く要望します。

【評価】 ○	【検証】 佐土原～木城線道路改修工事（上新田地区）・用地・補償、末永～鬼付女線道路改修工事・補償は、年度内に完成しましたが、佐土原～木城線道路改修工事（上新田地区）については、補助金追加による事業促進のため一部、繰越しにて事業を実施しています。 国道 10 号線新富バイパスの早期完成については、引き続き国に対し要望しております。
【方向性】 現状維持	【理由】 基幹道路としての重要な役割を果たし、町民の生活向上のため、今後とも事業を行っていく必要があります。

② 幹線以外の道路整備及び交通安全対策事業

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_1 暮らしのインフラ)

◆ 町民生活の向上及び安全な道路の整備、管理に努めます。

- ① 楠～西畦原線道路改良工事

② 富田町～上城元線道路改良工事 ③ 樋之元線道路改良工事 ④ 上今町～高畑線道路改良工事 ⑤ 平田～栗野田線道路改良工事 ⑥ 今別府 3 号線道路改良工事 ⑦ 永牟田線道路改良工事 ⑧ 堂川橋外 5 橋橋梁補修工事 ⑨ 三納代～北原牧線用地測量委託業務 ⑩ 川床～祇園原線用地測量委託業務 ⑪ 平伊倉～三財原線外 2 補償調査委託業務 ⑫ 橋梁補修設計委託業務 その他町道維持補修など	
【評価】 ○	【検証】 計画していた整備について、すべて年度内に完成しました。継続事業については、引き続いて実施していきます。
【方向性】 現状維持	【理由】 町民の生活向上のため、今後も事業を行っていく必要があります。

③ 木造住宅耐震診断事業	
(第 1 節 暮らし・環境_I 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)	
◆ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた木造住宅について、耐震診断を行います。(予定戸数：10 戸) ※1 戸当たり 6 千円の個人負担が必要	
【評価】 △	【検証】 町のホームページやお知らせ版等で周知・募集を図り、15 件の募集に対し、8 件の申し込みがあり、診断を実施しました。
【方向性】 現状維持	【理由】 隣接県で大地震が発生しており、震災時の予防に有効だと考えられるため、耐震改修事業とセットで今後も事業を行っていく必要があります。

④ 木造住宅耐震改修設計事業	
(第 1 節 暮らし・環境_I 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)	
◆ 耐震診断によって耐震基準を満たさないと判定された木造住宅に対して、その所有者が行う耐震改修の設計に要する費用の一部を補助します。(予定戸数：2 戸) ※1 戸当たり補助限度額：10 万円	
【評価】 △	【検証】 町のホームページやお知らせ版等で周知・募集を図り、2 件の募集に対

	し、1 件の申し込みがあり、耐震改修設計の助成を行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 隣接県で大地震が発生しており、震災時の予防に有効だと考えられるため、耐震改修事業とセットで今後も事業を行っていく必要があります。

⑤ 木造住宅耐震改修事業

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)

◆ 耐震診断によって耐震基準を満たさないと判定された木造住宅に対して、その所有者が行う耐震改修の工事に要する費用の一部を補助します。(予定戸数:2 戸) ※1 戸当たり補助限度額:75 万円

【評価】 △	【検証】 町のホームページやお知らせ版等で周知・募集を図り、2 件の募集に対し、1 件の申し込みがあり、改修工事の助成を行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 隣接県で大地震が発生しており、震災時の予防に有効だと考えられるため、耐震改修事業とセットで今後も事業を行っていく必要があります。

⑥ 町営住宅整備事業

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_4 住宅、公園、緑地、環境美化)

- ◆ 防衛省住宅防音事業で設置した町営住宅の空調機器について、設置から 10 年以上経って機能が低下した機器の機能復旧を行います。36 台取替
- ◆ 新前原団地の屋根・外壁改修及び給水設備の改修を行います。
- ◆ 栗野田団地 B 棟の外壁及び階段室手摺の改修を行います。
- ◆ 政策空家住宅の撤去を行います。

【評価】 ○	【検証】 ・ 設置後 10 年以上が経過し、機能が低下した空調機器（36 台）の取替を行いました。 ・ 年次計画に基づき、新前原団地の屋根・外壁改修及び給水設備の改修を行いました。 ・ 年次計画に基づき、栗野田団地 B 棟の外壁及び階段室手摺の改修を行いました。 ・ 政策空家住宅（成法寺住宅 2 棟、新麓住宅 1 棟、天井丸住宅 1 棟）について、解体撤去を行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 入居者の安全や住宅の長寿命化のために、今後も計画的に事業執行を行っていく必要があります。

⑦ 排水路整備事業	
(第1節 暮らし・環境_Ⅱ 自然環境保全・公害_1 自然環境保全・公害)	
◆ 各地域の実情に応じ、排水路の整備を行います。	
① 六反田地区排水路整備工事	
【評価】 ○	【検証】 計画していた整備について、すべて年度内に完成しました。継続事案については、引き続いて実施していきます。
【方向性】 現状維持	【理由】 町民の生活向上のため、今後も事業を行っていく必要があります。

環境水道課

↓ 28 年 10 月 1 日現在

課長	金丸 雅弘
水道事業グループ長	緒方 利行
環境衛生グループ長	倉永 浩幸

1. 課の役割

環境水道課は、水道事業グループ、環境衛生グループで構成され、水道事業グループでは、良質で安定的な水道水を供給する為、水道施設の整備・災害時に備えた上水道の確保を担っており、環境衛生グループでは、一般廃棄物の処理及び減量化、資源化を含め、合併処理浄化槽設置補助、し尿処理に関すること、環境保全に関する業務や犬の登録及び狂犬病予防、食品衛生に関する業務を所掌しています。

2. 個別事業とその目標

① 水資源の保全

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_1 暮らしのインフラ)

- ◆ 安心して、おいしく飲める水の供給のために、関係機関と連携して、一ツ瀬川流域の水質監視と水質管理情報についても共有化を行ない、一ツ瀬川の水質保全を図ります。
- ◆ 水は限られた資源であることから、水の持つ役割や大切さを理解し貴重な水資源の有効活用のため、有収率の向上を図ります。

【評価】 ○	【検証】 関係機関と連携し、水質管理情報の把握など水質管理体制強化を行い、夏季時期の一ツ瀬ダムで発生する異臭（かび臭）の原因であるジェオスミン対策に努めました。 有収率向上対策として、導水、送水管及び新田地区配水管漏水調査を行いました。今後とも継続して調査を行います。
【方向性】 拡充	【理由】 ・安心して、おいしく飲める水の供給のために、更に水質管理を徹底し、水質保全を図ります。 ・管路整備を継続的に実施します。

② 上下水道施設の整備、災害時に備えた上水道の確保

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_1 暮らしのインフラ)

- ◆ 上水道施設の適正な管理に努めるとともに、老朽化した設備の計画的な整備を進めます。
- ① 弁指配水池築造工事
- ◆ 水の安定供給を図るため、配水管の布設替工事を 町道道路改良工事に併せて実施します。

◆ 水圧不足地域の解消および耐震対応水道管への切換えを行います。 ② 成法寺～上中州線配水管布設替工事 ◆ 国道 10 号改良工事工期に合わせて、配水管布設工事を実施します。	
【評価】 ○	【検証】 施設設備の更新、老朽管の布設替え、耐震化対応管へ布設替をおおむね計画どおり実施することが出来ました。 浄水場、配水池の整備更新等を行い、安定給水の確保に努めました。 配水管布設替工事により、新馬場地区の老朽管などを、耐震性能を有している耐衝撃性硬質塩化ビニル管に布設替を行い、また、道路改良に併せて配水管の耐震補強につとめました。 国道 10 号新富バイパス改修工事に合わせ配管布設を行いました。老朽化してきた水道施設更新を計画的に進めていくことが今後の課題です。
【方向性】 拡充	【理由】 ・ 安定供給を目指して基幹施設や幹線道路の耐震化を図るとともに、浄水場などの既存老朽設備等の更新を計画的に行います。

③ 適正なごみ処理

(第 1 節 暮らし・環境_I 生活環境_5 ごみ処理・リサイクル)

◆ ごみの分別収集を徹底し、適正な一般廃棄物の処理を行います。また、資源ごみについては西都児湯クリーンセンターにて適正処理を行い、循環型社会の形成に努めます。 ◆ 1 市 5 町 1 村で、適正なごみの処理や減量化について検討して行きます。 ◆ ごみ収集所に排出されたごみが、適正に収集運搬されるよう監視します。 ◆ 塵芥中間受入施設（旧藤山）の搬入ごみについて適正に管理運営を行ない、搬入されたごみを適正に処分します。 ◆ ごみ収集車を購入し町内の各地区のごみ収集を迅速にし町民の衛生的な生活環境を保持していきます。	
【評価】 ○	【検証】 ごみの分別収集の広報・啓発を行い適正な処理を行いました。 西都児湯環境整備事務組合の参画市町村で適正なごみ処理や減量化について協議を行いました。収集所に排出されたごみについては、委託業者により指定場所に運搬され適正に処理されました。塵芥中間受入施設の搬入ごみについては、良好な管理運営を行ない、搬入されたごみは運搬委託業者により適切に処理されました。ごみ収集車が購入され以前入れなかった路地にも入るようになり迅速に衛生的な生活環境を保持できました。
【方向性】 拡充	【理由】 今後も適切な処理分別収集及び運搬が行われるよう啓発や監視を行います。

④ ごみ減量化及び資源リサイクルの推進	
(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_5 ごみ処理・リサイクル)	
◆ 定期的にごみの分別やリサイクルについての啓発を行います。 ◆ ごみ分別の徹底と再資源化について啓発し、循環型社会の形成に取り組みます。 ◆ 西都児湯クリーンセンターで年間2回行う「環境フェスタ」を通じて、環境保全等について啓発していきます。 ◆ 生ごみを削減するためコンポストの普及を進めて行きます。	
【評価】 ○	【検証】 定期的にごみの分別やリサイクル、減量について啓発を行いました。ごみ分別の徹底と再資源化については、おしらせ版や、無線放送を使って啓発を行いました。年2回開催の「環境フェスタ」にて多くの来場者があり環境保全リサイクル等について啓発を行いました。コンポストの購入補助を行い購入者も徐々に多くなってきた。
【方向性】 拡充	【理由】 積極的に広報や啓発を行い、ごみの減量化及びリサイクルの推進に取り組みます。コンポストの購入補助も継続定期すすめ生ごみ軽減に取り組みます。

⑤ 火葬場の運営・設備	
(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_6 火葬場施設・墓地)	
◆ 平成27年度に完成した、環境に配慮した近代的な火葬場の効率的な維持管理を進めていきます。 ◆ 火葬場運営について、1市5町での広域取組みとして進めていきます。	
【評価】 ○	【検証】 周辺の環境に配慮した近代的な火葬場が完成し効率的な維持管理ができました。火葬場運営については、西都児湯環境整備事務組合にて協議を行い広域行政として取り組みました。
【方向性】 拡充	【理由】 今後も、1市5町での広域取組を進めて行き効率的な維持管理を行い進めて行きます。

⑥ 墓地の管理	
(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_6 火葬場施設・墓地)	
◆ 各地区の墓地に関する相談窓口になります。	

◆ 墓地改葬について住民に周知します。 ◆ 町営墓地を適正に管理します。	
【評価】 ○	【検証】 地区の墓地に関する相談に応じました。墓地改装について広報誌等により住民に周知しました。町営墓地の適正管理を行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 町営墓地の環境整備について委託を行い適正に管理しました。

⑦ 自然環境の保全

(第1節 暮らし・環境_Ⅱ 自然環境保全・公害_1 自然環境保全・公害)

- ◆ 海岸清掃等のボランティア活動を推進します。

【評価】 ○	【検証】 関係課との連携を図りながら富田浜の海岸清掃、クリーンアップ宮崎等のボランティア活動を推進しました。
【方向性】 拡充	【理由】 海岸清掃等のボランティア活動については、平成29年度も活動を推進します。

⑧ 環境保全意識の啓発

(第1節 暮らし・環境_Ⅱ 自然環境保全・公害_1 自然環境保全・公害)

- ◆ 町民に公共水域の水質保全意識の高揚のため啓発を行います。

【評価】 ○	【検証】 広報などを通じて啓発を行いました。
【方向性】 現状維持	【理由】 町民に公共水域の水質保全意識の高揚のため啓発を行います。

⑨ 環境汚染対策

(第1節 暮らし・環境_Ⅱ 自然環境保全・公害_1 自然環境保全・公害)

- ◆ 不法投棄等の監視パトロールを行います。
- ◆ 河川汚染の原因の1つとなる家庭からの廃食油の流入を防ぐために、年間5,000ℓを目標に廃食油の回収を行い、河川等の水質検査を定期的（年4回）に行っていきます。

【評価】 △	【検証】 法投棄等の監視パトロールを定期的に行いました。 廃食油の回収を行いましたが、回収量が3,060ℓで目標の数字に達成できなかった。河川等の水質検査を定期的（年4回）行いました。
【方向性】 拡充	【理由】 引き続き不法投棄等の監視パトロールを行います。

廃食油の回収については、広報を行い回収量のアップを図ります。

⑩ 排水処理対策等の充実

(第1節 暮らし・環境_Ⅱ自然環境保全・公害_1自然環境保全・公害)

- ◆ 生活排水から河川等の水質を守る為に、生活排水処理率（合併浄化槽使用率）66%を目標に推進します。
- ◆ し尿や浄化槽汚泥の処理を行っている新富処理施設「潮香苑」を適正に運営していきます。

【評価】 ○	【検証】 平成28年度の合併浄化槽の設置数は、89基（内補助89基）で、生活排水処理率は 66.0%で、目標を達成しました。 新富し尿処理施設「潮香苑」を適正に運営しました。
【方向性】 拡充	【理由】 ・平成29年度は生活排水処理率67%を目標に推進します。また、平成26年度より行っている合併浄化槽設置の際の単独浄化槽撤去費補助を、平成29年度も引き続き行い、合併浄化槽への転換を推進します。 ・新富し尿処理施設「潮香苑」の適正運営に努めます。

会計課

↓ 28 年 10 月 1 日現在

課長 桑畑 等
課長補佐 平井 康博

1. 課の役割

会計課は、新富町の歳入歳出に関し適正に行われているか審査し、それを正確に遂行する役割を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 余裕金管理の充実

(第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み _Ⅲ行財政運営の効率化 _1 財源の確保)

◆ 安心安全を基本に高金利の金融機関を選定し、余裕金の活用による預金利息のさらなる拡大確保に努めます。

【評価】 ○	【検証】 余裕金については、定期預金への運用等を図り、低金利ながらも拡大確保に努めた。
【方向性】 継続	【理由】 低金利時代であり、多くを望めない状況であるが、安全安心な資金運用を図ることが必要です。

② 収納代理金融機関の拡充

(第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み _Ⅲ行財政運営の効率化 _1 財源の確保)

◆ 納付者の利便性向上と収納率アップを図るため、収納代理金融機関の拡充を図ります。

【評価】 ×	【検証】 収納代理金融機関の増減はありませんでした。
【方向性】 継続	【理由】 経済情勢の回復が感じられない中、収納率の確保は必須の課題です。そのためにも納税者の利便性の拡充を図っていくことが重要です。

議会事務局

↓ 28 年 10 月 1 日現在

事務局長 東 良一

局長補佐 宮武 祐二

1. 課の役割

議会事務局は、議会運営の事務処理を担っています。また、監査委員会事務局を併任し、一般会計・特別会計の会計監査を行います。

2. 個別事業とその目標

① 開かれた議会の実現 (第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み -Ⅱ町民参加の推進-1 行政情報の公開)	
◆ 町民が参加できる議会を目指し、議会報告会・座談会などへの取組みについて補助・支援を行います。	
【評価】 △	【検証】 定例会日程、一般質問の内容、議会報告会の案内等をホームページ、町広報誌、議会だより有線・無線放送を活用し、町民の皆様へお知らせしましたが、3年連続の議会傍聴者数の増加となりませんでした。(傍聴者数 平成25年度:186人 平成26年度:224人 平成27年度:253人 平成28年度:186人) 今年で7回目の開催となった議会報告会、初めて行った区長との意見交換会(4会場で開催)では、多くの貴重な意見を頂き、議会活動の参考とさせていただきます。
【方向性】 現状維持	【理由】 今後も様々な媒体を使って広く町民に情報提供を行い、議会の活動報告と町民の意見交換ができる機会を作り、開かれた議会の実現のため町民が参加できる環境を作ります。
② 議会広報誌の充実 (第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み -Ⅱ町民参加の推進-2 町民参画のまちづくり)	
◆ 町民の読みやすい「議会だより」になるよう、アンケート等を実施し、多くの町民に読んでいただける広報誌を目指します。 ◆ 議会活動の内容を町内外へ発信するため、ホームページの充実を図ります。	
【評価】 △	【検証】 広報誌「議会だより」については、文字、表題の配置、バランスや写真の向きなどを毎回研究しながら作成しました。今後さらに読みやすく・わかりやすい広報誌にするため、行数や文字の大きさ、効果的な写真の配置など研究します。

	また、定例会毎（年４回）に傍聴者へ議会だよりに関するアンケート調査をお願いし、貴重なご意見を頂きました。 町ホームページに議会の日程、一般質問、行政調査、議会報告会をお知らせしました。 ホームページを活用した議会中継ができなかったことは今後の課題ですが、議場に固定カメラを設置し、新富町役場１階ロビー及び新富町総合交流センターで会議を傍聴することができるようになりました。
【方向性】 現状維持	【理由】 町民の意見を伺いながら読みやすく・わかりやすい「議会だより」を作ります。 ホームページを活用し、町内外へ情報を発信します。

③ 先進性のある議会の実現 （第５節ビジョンを実現するための行政の取り組み -Ⅱ町民参加の推進-2 町民参画のまちづくり）	
◆ 政策提言につながる各常任委員会の行政調査の補助・支援を行います。 ◆ 議会改革に伴う講師の招聘を行います。	
【評価】 △	【検証】 常任委員会・基地対策特別委員会ともに、各委員会が年度当初に設定した計画の基に行政調査を行いました。 本議会が行う議会改革に伴う講師招聘はできませんでしたが、宮崎県町村議会議長会等が行う研修会等へ積極的に参加しました。
【方向性】 現状維持	【理由】 問題解決の調査研究を進め、地域の発展を目指すため、各常任委会・特別委員会の行政調査の補助・支援を行います。 議会の信頼性を高めるため、継続的な議会改革に取り組みます。

教育総務課

↓ 28 年 10 月 1 日現在

課長	池田 真二
教育総務グループ長	小倉 令子
教育対策監	森山 聖一
教育施設整備対策室	
室長 教育総務課長兼務	(兼) 岩村 伸夫

1. 課の役割

教育総務課は、教育総務グループと教育施設整備対策室で構成され、新富町教育基本方針のもと、夢を育み 力をつける教育の創造を掲げ、1. 確かな学力を目指す学力向上 2. 生徒指導の充実 3. 健康・安全の徹底 4. 読書推進事業の展開 5. 学校施設・設備の充実の推進を行います。

2. 個別事業とその目標

① 学校施設・設備の充実

(第3節教育・文化・人づくり_II 業務教育_1 教育施設の整備)

◆ 学校施設の充実に取り組みます。

- ① 上新田小学校建設を平成 29 年度までの 2 か年で行います。
- ② 講堂床改修、講堂雨漏り工事などの施設の改修を実施します。
- ③ 給食センターについては、建設計画を進めます。

【評価】 ○	【検証】 上新田小学校建設については、平成 28 年度より本体工事に着手、29 年度完成の予定になっています。講堂床改修及び講堂雨漏り工事は夏休み中に実施しました。給食センター建設の検討については継続します。
【方向性】 拡充	【理由】 上新田小学校建設については、遊具の設置及び外構工事等、関連工事にも着手する。給食センター建設については方向性を協議し決定していく。また、富田小学校講堂の建設計画の協議を進める。

② 学力の向上

(第3節教育・文化・人づくり_II 業務教育_2 教育内容の充実)

◆ 学習指導方法の工夫改善に努めるとともに小中一貫教育を推進します。

- ① 県教育委員会から指導主事の派遣を受け、専門的な立場から学校への指導助言の強化を図ります。

- ② 「学力・授業力向上推進リーダー」による授業研究及び授業公開を通じて、各学校においても授業改善に取り組みます。
- ③ 非常勤講師の配置の充実、適応指導教室「けやき教室」と学校の連携の充実を図り、各学校の児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導を行います。
- ④ 全中学校区で家庭学習の充実を図ります。
- ⑤ 新田学園では、小中一貫校ならではの教育を推進するとともに、全中学校区での小中一貫教育を目指します。

【評価】 ○	【検証】 指導主事の派遣により学校への適切な指導・助言が行える体制が確立してきました。また、各小中学校に町費による非常勤講師を9名配置することにより、児童生徒の学力向上を図りました。「学力・授業力向上推進リーダー及び協力員」による授業研究を深めた上での公開授業を6回開催しました。 小中一貫校となって5年目を迎えた新田学園は、これからも施設一体型の利点を活かし、9年間の系統性・一貫性のある授業や行事を行い、児童生徒及び教師の交流を図りつつ、より良い教育活動に取り組んでいきます。
【方向性】 現状維持	【理由】 引き続き指導主事の派遣を受け、学校への指導助言の強化、学校と教育委員会とのパイプ役としての役割を担ってもらう。また、非常勤講師の配置やけやき教室の開設により児童生徒へのきめ細かな指導を継続して行っていく。 上新田小・中学校の施設一体型の小中一貫校への移行を見据え、よりよい小中一貫教育の在り方の研究を進め、全中学校区での小中一貫教育を目指す。

③ 読書推進事業の展開

(第3節教育・文化・人づくり_Ⅱ 業務教育_2 教育内容の充実)

◆「読書のまち新富づくり」のもと学校内でも読書活動を推進します。

- ① 読書推進協議会及び新富町小中学校読書推進委員会との連携を図り、学校図書館のより一層の活用を図ります。
- ② 毎月20日～26日をファミリー読書週間とし、23日をファミリー読書の日とすることで、家族での読書活動を推進します。
- ③ 幼保小連携モデル事業を活用するなど連携した読書活動の充実を図ります。

【評価】 ○	【検証】 学校図書室の蔵書数は6校合わせて6万冊であり、町内すべての学校で文部科学省基準冊数を充足しています。ファミリー読書も定着してお
----------------------	--

	り、新富町小中学校読書推進委員会の主催の各読書コンクール（完読賞、多読賞、手作り絵本、読書感想文）では多数の児童生徒が表彰されています。 幼保小連携モデル事業では、富田小が町内幼稚園・保育所で行う読み聞かせ事業を実践しており、他の学校でも同様の事業が広がっています。
【方向性】 拡充	【理由】 学校図書サポーターを配置するとともに、新富町小中学校読書推進委員会との連携を図り、学校図書館のより一層の活用を図る。また、幼保小連携モデル事業の活用等により異校種間での連携した読書活動の充実を図る。さらに総合交流センターきらりを利用し読書活動の推進に努めます。

④ 健康安全教育・食育の推進・道徳教育

（第3節教育・文化・人づくり_Ⅱ 業務教育_2 教育内容の充実）

◆ 体力向上と保健・安全教育の充実、事故防止と危機管理体制の確立を図ります。

- ① 「早寝早起き、歯磨き、朝ご飯運動」を推進します。
- ② 食に関する指導（食育）及び「地産地消の日」「弁当の日」の取り組みを推進します。
- ③ 交通安全指導の推進、緊急非常時体制組織を点検し、対応マニュアルに基づく非常時訓練を支援します。
- ④ 学校の教育活動全体をととして道徳教育を推進するとともに、体験を通して道徳的実践力を高めます。

【評価】 ○	【検証】 各学校で学校経営案、防災・危機管理マニュアル等を作成し、教職員が共通理解した上で、児童生徒への健康安全教育等について推進を行っています。
【方向性】 現状維持	【理由】 学校経営案、防災・危機管理マニュアルについては、毎年内容の検討見直しを行い、学校教育・家庭教育・社会教育の充実を図ることを今後も継続していく。

⑤ 生徒指導等の充実

（第3節教育・文化・人づくり_Ⅱ 業務教育_2 教育内容の充実）

◆ 学校教育の充実を図ります

- ① 児童生徒の心のケアのため、スクールアシスタントを配置し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用します。

② 中学生海外派遣研修を行います。 ③ 各小中学校のパソコン教室用パソコンの更新を行いＩＣＴ環境の再構築を行います。パソコンや電子黒板を有効活用します。 ④ 家庭・学校・地域での「あいさつ運動」を推進します。 ⑤ 西都児湯いじめ問題対策専門家委員会等の関係機関と連携して子どもの抱える問題行動の解決や未然防止等に取り組みます。	
【評価】 △	【検証】 スクールアシスタントについては、対応が必要な児童生徒がいなく配置の必要がありませんでした。 中学生海外派遣研修では、中学２年生１９名を台湾に派遣しました。台湾の中学生との交流や視察を通して、文化や生活の違いを直に体験しました。 各小中学校のパソコン教室用パソコンの更新については、検討委員会は開催したものの機種を選定が難航し翌年度持ち越しとなった。小学校に導入した電子黒板、小中学校のパソコンについては、授業やクラブ活動において活用を図っています。 子どもの抱える問題行動の解決等については、ケース会議の開催、関係機関との連携、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどにより対応しました。 各学校では、生徒指導部の目標等に「あいさつ運動」等を掲げるとともに、登校時間の朝のあいさつ運動に取り組んでいます。また、ＰＴＡと連携して定期的な朝の街頭指導も実施しました。
【方向性】 拡充	【理由】 生徒指導等の充実については今後も継続的に推進していく。案件によっては、西都児湯いじめ問題対策専門家委員会の活用も図る。 中学生海外派遣研修については、毎年多くの応募者がいるので、日本、新富の良さのみならず、外国の良さを考える機会となるよう内容の充実を図る。 パソコンは、更新の時期を迎え、修繕も多くなっているため、後継機器への更新を行います。

⑥ 家庭・地域社会・学校の連携	
(第３節教育・文化・人づくり_Ⅱ 業務教育_2 教育内容の充実)	
◆ 心豊かな児童生徒の育成を図ります。地域の行事などに積極的に参加し、郷土に誇りを持つ児童生徒の育成を図ります。	
【評価】 ○	【検証】 学校給食における地産地消の取組や上新田小学校の座論梅の梅ちぎりの行事、地域に伝わる伝統芸能を学習・発表する機会を作るなど生涯学習課、ＰＴＡ、各学校などと連携を図りながら、心豊かな児童生徒の育成を行いました。
【方向性】	【理由】

現状維持	学校の教育活動において、地域の方に指導者となってもらったり、地域の教育財産を活用したり、学校外の活動に積極的に参加したりしながら、郷土に誇りを持つ児童生徒の育成を進めて行く。
------	---

⑦ 特別支援教育の充実	
(第3節教育・文化・人づくり_Ⅱ 業務教育_2 教育内容の充実)	
◆ 心豊かな児童生徒の育成を図ります。地域の行事などに積極的に参加し、郷土に誇りを持つ児童生徒の育成を図ります。 ① 適応指導教室（けやき教室）を設置し、個々の児童生徒に向き合ってきめ細やかな教育を推進します。	
【評価】 ○	【検証】 就学相談会、就学時健診、保護者面談、就学指導委員会の実施により、障がいの早期発見に努め、子どもの特性に応じた特別支援教育を推進しました。 適応指導教室（けやき教室）については、年度当初生徒1名の個別対応を行っていましたが、その後新たに1名の生徒を受け入れました。
【方向性】 現状維持	【理由】 特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあることから、今後も個々に応じた教育を行う。

生涯学習課

↓ 28 年 10 月 1 日現在

課長	河野 佐知子
生涯学習グループ長	甲斐 雅啓
文化振興グループ長	有馬 義人

1. 課の役割

生涯学習課は、生涯学習グループと文化振興グループで構成され、新富町教育基本方針並びに新富町教育大綱に掲げる施策のもと、1. 読書推進による人づくり・町づくり、2. 町民の生きがいづくりの推進、3. 豊かな心を育む青少年の育成、4. 文化財の保護活用と文化活動の推進 5. 生涯スポーツの推進（社会体育の充実）を行います。

2. 個別事業とその目標

⑧ ブックスタート事業・家庭教育支援事業

（第3節 教育・文化・人づくり _I 幼児教育）

- ◆ 保健センターにて行われる 4～7 カ月健診に合わせ、ブックスタート事業を行い、本を通じた親子のふれあいを啓発します。
- ◆ 本を通じた親子のふれあいの場として夢いっぱい広場を開催します。
- ◆ 町地域婦人連絡協議会の皆さんが行う小学校の参観時の託児を支援します。

【評価】 ○	【検証】 「ブックスタート事業」は関係課並びにサポーターの方々と連携し、読み聞かせの他、絵本の選び方などの相談及び地域の子育て支援の情報提供等を行うことができました。この事業をきっかけに、親子で図書館にも足を運んでいただき子育て世代間の交流が生まれ、絵本を通して安心して子育てができる環境づくりにつなげることが今後の課題です。 「夢いっぱい広場」は、絵本の読み聞かせや音楽を通して親子の触れ合いの場を提供する事が出来ました。 小学校での託児は、町婦人連絡協議会の協力によりスムーズに実施していただくことが出来ました。
【方向性】 現状維持	【理由】 いずれも子育て支援のための重要な事業の一環として、定着しつつあります。本とのふれあいの窓口であり、子育て世代の保護者のみなさんの交流の場として今後も継続していきたいと考えています。

⑨ 子ども体験活動支援事業等

（第3節 教育・文化・人づくり _III 青少年健全育成_ 1 青少年健全育成）

- ◆ 町内各中学校区で活動する育てる会やキッズキッチン、サタデーサイエンスなどの活動を推進・支援します。

◆ 学校・地域・家庭が連携した子どもの健全育成をはかります。	
【評価】 ○	【検証】 各事業とも学校を通じて募集を行い、事業を実施していただく団体及び地域の協力のもと計画的に実施する事が出来ました。活動の企画・運営をしていただく協力団体の体制充実が今後の課題です。
【方向性】 現状維持	【理由】 学校教育では経験できない創作的な教室を中心に開催していますので、豊かな心を育む体験活動として学校及び地域と連携しながら今後も継続したいと考えています。

⑩ 新富町チャレンジスクール事業・子ども会育成事業	
(第3節 教育・文化・人づくり _Ⅲ 青少年健全育成_ 1 青少年健全育成)	
◆ しんとみチャレンジスクール事業に取り組み、自ら考え行動する子ども達を育成します。 ◆ 子ども達の活動を支援してくれる指導者の募集、登録を行い、多くの方々が社会参加できる体制づくりを推進します。 ◆ 子ども会活動を支援し、宿泊体験事業などを行います。	
【評価】 ○	【検証】 チャレンジスクール事業では、教育委員会主催イベントにおける準備や司会進行の体験に積極的に取り組み、子どもたちの自信にも繋げることができました。 子ども会活動では、宿泊体験の他レクリエーション大会にできるだけ多くの子ども達が参加できるよう、スポーツ推進員の出前指導を活用するなど新しい試みで実施する事が出来ました。 子ども達の活動を支援してくれる指導者の確保と保護者の理解と協力による活動への参画を増やすことが今後の課題です。
【方向性】 現状維持	【理由】 活動を通じて子ども同士の交流を深め、自主性や協調性を養い、学校教育とは異なる体験学習や社会学習の場として今後も事業を継続していきたいと考えています。

⑪ 新富町総合交流センター開館記念事業	
(第3節 教育・文化・人づくり _Ⅳ 生涯学習_ 1 生涯学習環境の整備)	
◆ 新富町総合交流センター「きらり」の開館を記念した各種イベントを年間を通じて開催します。	
【評価】 ○	【検証】 開館当日の「野田あすかさんピアノ演奏会」、生涯学習ウィーク期間中の「きらりブックフェスタ」、「おためし教室」などを開催し多くの町民の方にご来場いただくことが出来ました。

【方向性】 現状維持	【理由】 行政主催のイベントに限らず、住民の方の企画による民間の持込みイベント等が積極的に開催され、総合交流センターの活用が図られるよう支援していきます。
---------------	--

⑫ 生涯学習活動の促進

(第3節 教育・文化・人づくり _IV 生涯学習_ 2 生涯学習活動の促進)

- ◆ 町民のニーズ、年齢層にあった生涯学習講座を開講し、発表の場を提供します。
- ◆ 生涯学習講師助成を推進し地区公民館活動の活性化を図ります。
- ◆ 生涯学習 **ウィーク** を開催し町民の交流の輪が広がるよう取り組みます。

【評価】 ○	【検証】 生涯学習講座は 17 教室を開講し、受講生のアンケートを実施しながらニーズを含め講座の企画や運営に反映できるよう努めています。 生涯学習ウィーク期間中「お試し教室」として実施した 16 教室のうち 3 教室が新たな自主的講座としてスタートしました。中高年層を対象にした通年教室では、交通安全や健康、町の歴史等の講話の他、町外研修等も含め多様な学びの場・交流の場を提供する事が出来ました。発表の場としては、生涯学習ウィーク「作品展示の部」として教室での成果発表をしました。 自治公民館の生涯学習講師助成は 3 地区で活用がありましたが、更に活用が図られるよう各地区に働きかける必要があります。 講座や教室で習得した知識や技術を家庭や地域で生かす事が出来るよう、生涯学習として継続していただけるよう支援していくことが今後の課題です。
【方向性】 現状維持	【理由】 総合交流センターを生涯学習の拠点として、学びと交流の輪が広がるよう自主活動団体や講師と協力して事業を企画し、情報の提供と発信に努めていきます。

⑬ 成人式自主運営

(第3節 教育・文化・人づくり _IV 生涯学習_ 2 生涯学習活動の促進)

- ◆ 新成人者より実行委員を募集し、実行委員会組織による成人式の自主企画・運営を応援し、新成人の社会参加を促進します。

【評価】 ○	【検証】 新成人者による成人式実行委員会の企画運営により、適宜支援を行いながらスムーズな式典と思い出に残るアトラクションを実施する事が出来ました。
【方向性】	【理由】

現状維持	次代を担う若者の成人の節目を祝い、思い出に残る式典が実施されるよう実行委員の企画運営を支援していきたいと考えています。
⑭ 読書環境整備及び推進事業 (第3節 教育・文化・人づくり _IV 生涯学習_ 2 生涯学習活動の促進)	
◆ 図書館の蔵書を充実させるため購入事業を進めます。 ◆ しんとみ読みがたりを開催し読書推進を図ります。	
【評価】 ○	【検証】 年間を通じて新しい情報を提供できるよう蔵書購入を行うことができました。 しんとみ読みがたりでは、年々定着したイベントとなっており、来場者も多く、参加者の満足度もあがってきています。
【方向性】 現状維持	【理由】 再編交付金基金事業を活用し、計画的な事業執行を行うようにしています。

⑮ 文化財の環境整備及び活用 (第3節 教育・文化・人づくり _V 文化・スポーツ)	
◆ 新田原古墳群の整備を継続し、周遊できる空間づくりに努めます。 ◆ 埋蔵文化財の調査を進めます。	
【評価】 ○	【検証】 59号墳周辺調査等が終了し、第1期整備計画区域の中心の1つである68号墳の調査を開始する目途がたちました。
【方向性】 現状維持	【理由】 68号墳の調査を完了させ、全体の整備設計をすすめられるように、準備していきます。

⑯ 文化活動の推進 (第3節 教育・文化・人づくり _V 文化・スポーツ)	
◆ 文化会館の利活用を円滑に行うため、適正な維持管理を行います。 ◆ 町内の無形民俗文化財の継承を支援します。	
【評価】 ○	【検証】 日常的な文化会館の管理、自主文化事業の運営など、指定管理者を指導し、協議をすすめながらチェックを行ってきました。
【方向性】 現状維持	【理由】 指定管理者制度導入後、3期目の管理期間が終了し、今後も円滑な文化会館運営をすすめるため、さらなる指導協力を行っていきます。

⑰ 生涯スポーツ活動の促進	
(第3節 教育・文化・人づくり _V 文化・スポーツ)	
◆ 各年齢層に応じた各種スポーツ教室、大会を開催します。 ◆ スポーツ推進委員の派遣を通じてニュースポーツ等の指導を行います。 ◆ 全国、九州大会出場に要する費用の助成を行います。	
【評価】 ○	【検証】 開催したスポーツ教室並びに自治公民館対抗スポーツ大会や各競技団体が主管として開催する大会ともに、関係団体と連携を図りながらスムーズな大会を運営する事が出来ました。 スポーツ推進委員は、スポーツ教室をはじめ学校や地域の派遣依頼に応じ出前教室を開催するなど積極的に活動しています。 全国、九州大会出場に要する費用の助成については、4団体と個人13人に合計112万円の助成を行いました。 スポーツ振興のため競技力向上を支援しつつ、健康寿命延伸の観点から関係各課と連携した健康長寿とスポーツ習慣の意識の醸成を図ることが今後の課題です。
【方向性】 現状維持	【理由】 地域活動やスポーツ少年団活動を推進する上で重要な事業であるため、今後も継続していきます。

⑱ 体育施設管理及び整備	
(第3節 教育・文化・人づくり _V 文化・スポーツ)	
◆ 体育施設の適正な管理と整備に向けて調査・研究を行います。	
【評価】 △	【検証】 三納代コミュニティ広場の供用を12月に開始しました。 大規模な施設の新築、改修等はありませんでしたが、各体育施設については管理状況等の把握に努め、軽微な補修等は迅速に対応しました。 施設の適正な維持管理のための整備計画が今後の課題です。
【方向性】 拡充	【理由】 複数施設が老朽化していることから、施設の現状把握を踏まえ中長期の維持管理計画を策定し適正な施設活用を図ることが必要です。

⑲ スポーツを通じた交流人口の拡大	
(第3節 教育・文化・人づくり _V 文化・スポーツ)	
◆ スポーツ交流センターのPRを行い、各種スポーツ大会時、合宿等の利用促進を図ります。	
【評価】 △	【検証】 総会や会議等の場を活用してPRを行いました。年度末までに500人を超える利用があり、利用者の感想は大変好評です。

	今後は町内スポーツ施設等の活用と結びつけた利用形態を町内外のスポーツ団体、高等学校等へ提案しながら利用促進に努めたいと考えています。
【方向性】 拡充	【理由】 町内の体育施設の活用と合わせたスポーツ交流センターの利用促進を図りつつ、「オリンピック・パラリンピック東京大会」を見据えた県の動向等情報収集に努めながら町内のスポーツ交流人口の拡大を図りたいと考えています。